

平成24年第3回熊野町議会定例会

会議録(第1号)

1.招集年月日 平成24年6月13日

2.招集の場所 熊野町議会議場

3.開議年月日 平成24年6月13日

~~~~~

4.出席議員(15名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 沖田 ゆかり  | 2番 片川 学    |
| 3番 時光 良造   | 4番 民法 正則   |
| 5番 荒瀧 穂積   | 6番 大瀬戸 宏樹  |
| 7番 藤本 哲智   | 9番 山吹 富邦   |
| 10番 山野 千佳子 | 11番 久保隅 逸郎 |
| 12番 中原 裕侑  | 13番 尺田 公造  |
| 14番 佛圓 大源  | 15番 南田 秀夫  |
| 16番 馬上 勝登  |            |

~~~~~

5.欠席議員(1名)

8番 渡 紘八

~~~~~

6.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|       |        |
|-------|--------|
| 町 長   | 三村 裕史  |
| 副町長   | 立花 隆藏  |
| 教育長   | 林 保    |
| 総務部長  | 内田 充   |
| 民生部長  | 清代 政文  |
| 建設部長  | 上馬場 達実 |
| 教育部長  | 藤森 孝弘  |
| 総務部参事 | 石井 節夫  |
| 総務部次長 | 岩田 秀次  |

|        |       |
|--------|-------|
| 民生部次長  | 光本一也  |
| 建設部次長  | 森本昌義  |
| 教育部次長  | 三村伸一  |
| 総務部調整監 | 西村隆雄  |
| 企画財政課長 | 民法勝司  |
| 商工観光課長 | 時光良弘  |
| 税務課長   | 貞永治夫  |
| 福祉課長   | 加島朋代  |
| 住民課長   | 宗條勲   |
| 健康課長   | 平本清士  |
| 生活環境課長 | 沖田浩   |
| 都市整備課長 | 横山大治  |
| 開発指導課長 | 林武史   |
| 下水道課長  | 中井雅晴  |
| 水道課長   | 曾根和典  |
| 生涯学習課長 | 柴原布早子 |
| 会計課長   | 中村憲治  |

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 立花一郎 |
| 議会事務局書記 | 藤友竜也 |

8. 議事日程(第1号)

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議会改革特別委員会の中間報告について
- 日程第 6 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書(一般会計)について

- 日程第 7 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書（国民健康保険事業特別会計）について
- 日程第 8 報告第 6号 熊野町土地開発公社の経営状況について
- 日程第 9 報告第 7号 財団法人筆の里振興事業団の経営状況について
- 日程第 10 議案第 24号 熊野町事務分掌条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 11 議案第 25号 熊野町防災会議条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 12 議案第 26号 熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 13 議案第 27号 熊野町監査委員の選任の同意について
- 日程第 14 議案第 28号 熊野町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について  
（辻田博郎）
- 日程第 15 議案第 29号 熊野町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について  
（菅田賢宏）
- 日程第 16 議案第 30号 熊野町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について  
（佛圓悦子）
- 日程第 17 議案第 31号 平成24年度熊野町一般会計補正予算（第1号）について
- 追加日程第1 発議第 2号 町が錯誤申請をして居る登記の更正を求める決議案について

~~~~~

9. 議事の内容

（開会 9時30分）

議長（馬上） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第3回熊野町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~

議長（馬上） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番大瀬戸議員、7番藤本議員、9番山吹議員の3名を指名いたします。

~~~~~

議長（馬上） これより日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日より20日までの8日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より20日までの8日間とすることに決定いたしました。

これより、議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。
暫時休憩いたします。

（休憩 9時32分）

（再開 9時33分）

~~~~~

議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告させます。

事務局長。

~~~~~

議会事務局長（立花） 諸般の報告をいたします。

3月20日、筆の日の式典が筆の里工房で開催され、議長を初め多くの議員が出席いたしました。

3月27日から29日までの3日間、産業建設委員会が視察研修を実施し、議長もこれに同行いたしました。視察内容につきましては、28日に岩沼市の災害による復興計画、また3日目の29日には利府町にある株式会社ジェイフィルムにおいて、自治体における指定ごみ袋の現状等について調査を行いました。

3月31日、法政大学と熊野町の事業協力に関する協定締結式が開催され、議長を初め多くの議員が出席いたしました。

4月1日、東広島呉自動車道の開通式が郷原インターチェンジで開催され、議長が出席いたしました。

4月26日、平成24年度熊野町女性会総会が町民会館で開催され、議長が出席し祝辞を述べました。

5月8日、愛知県阿久比町議会議会だより編集特別委員会による議会広報に関する調

査についての視察があり、議長及び議会広報特別委員会の委員全員が出席をしております。

5月10日、広島県町議会議長会定例議長会が開催され、議長が出席いたしました。主な議題といたしまして、市町総合事務組合の組合議員の推薦について、引き続き議長会、正副会長が推薦されることに決定されております。また、事業計画に基づく議長視察の実施についても協議されました。

5月13日、第25回熊野町町民ゴルフ大会が開催され、表彰式に議長が出席いたしました。

5月17日、石川県羽咋市議会産業厚生常任委員会による広域観光まちづくりについての視察があり、議長が出席しております。

5月22日、長野県松本市議会会派公明党による伝統文化の継承についての視察があり、議長が出席しております。

5月25日、広島県町議会議員研修会がKKRホテル広島で行われ、多数の議員が出席いたしました。研修内容は、午前が市町村アカデミー客員教授大塚康男氏による議会人の危機管理について、午後からは広島を変える地域ブランド戦略と題しまして、ブランド総合研究所代表取締役社長の田中章雄氏から講演をいただきました。

5月28日、平成24年度第1回安芸地区消防運営協議会が広島市安芸消防署矢野出張所で開催され、議長が出席いたしました。主な議題といたしまして、平成23年度の決算で原案どおり承認をされております。

5月29日、30日に両日、第37回町村議会議長副議長研修会が東京で開催され、正副議長が出席いたしました。研修内容は、1日目に埼玉県嵐山町町議会議長、長島邦夫氏による、我が町の議会活性化への取り組みについての講演と、シンポジウムとして今後の町村議会のあり方と地方自治制度について、大学教授の方々によるパネルディスカッションが行われました。2日目には山形弁研究家のダニエル・カール氏による日米文化比較論と、東京医科歯科大学名誉教授の藤田紘一郎氏による議員の健康管理術についてのそれぞれの講演をいただきました。

6月8日、議会運営委員会を開催し、第3回熊野町議会定例会の議事運営について協議を行いました。

6月10日、平成24年度熊野町身体障害者福祉大会が町民会館で行われ、議長が祝辞を述べました。

続きまして、議長あてに陳情書が提出されていますので御紹介いたします。事前に配付しております陳情書、要望書等一覧表の資料をごらんください。

5月12日、「地球社会建設決議に関する陳情書」が、横浜市在住の荒木實氏より提出されております。

諸般の報告は以上です。

~~~~~

議長（馬上） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、一般質問を行います。7名の議員より通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに9番、山吹議員の発言を許します。

山吹議員。

~~~~~

9番（山吹） 9番、山吹です。通告に従いまして2点質問いたします。答弁よろしくお願いたします。

まず最初でございますが、町長の任期もあと5カ月余りを残すのみとなってまいりました。三村町長におかれましては、約3年半前、前町政の継承とさらなる発展に思いを抱き、立候補、当選されて以来、町民の方々の多様な御意見を伺うための地域懇談会の開催や、地域住民、シニア世代の社会参加を促すための活動支援事業を立ち上げられるなど、何事にも現場主義、町民起点を信条に、スピード感を持って取り組んでこられたものと認識をいたしております。

また、本町の特徴的な地域資源である熊野筆に関しては、広島市内への情報発信拠点の設置や陽明文庫国宝展など、産業、文化の面からも常に情報発信に努めてこられました。私は今後の新たな施策の発展を期待しつつ、これまでの町政の取り組みについて、ここに高く評価申し上げるところでございます。

我が国では、昨年度、東日本大震災や福島原子力発電所事故という未曾有の国難に直面しました。直後の悲惨な状況に比べれば、かなり町並みもきれいになったかと思いますが、本格的な復興は始まったばかりです。被害に遭われた地域の日も早い復興を祈念するものでありますが、一方、本町におきましては「ひとまち育む筆の都熊野」の実現に向けて、昨年度を初年度とする第5次総合計画がスタートしております。

人口減少時代の到来、超高齢化社会の進行、安心・安全を求める意識や環境意識の高

まり、地方分権改革の推進など、本町を取り巻く環境は大きく、また厳しく変化する中で、この計画期間である10年間は、熊野町が成熟期に向かう重要な10年間になるものと考えます。総合計画で掲げられた政策の実現や、去る3月に締結した法政大学等の事業協力に関する協定などは、まさに今後の取り組みが期待されるところであり、三村町長に1期目で築かれた実績をベースに、さらなるリーダーシップが求められるものでございます。

そこでお尋ねします。2期目の町政を担当する意思があれば、その決意の一端をお示しをいただきたいと思います。

2点目でございます。現在、呉地地区と出来庭地区において整備されている県道瀬野呉線改良工事について、完成後はどのようになるのか。また、町道昭和線等との接続はどのようになるのかなど、多くの住民の方々から質問がございます。この概要、完成時期、完成後の通行体系について説明をお願いいたしたいと思います。

以上2点、1回目の質問を終わります。答弁よろしくお願ひいたします。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 山吹議員の二つの御質問のうち、1番目の本年11月の町長選挙への出馬については私から、2番目の県道瀬野呉線改良工事については建設部長から答弁をさせます。

まず、1番目の本年11月の町長選挙への出馬についてでございますが、今までの取り組みを評価いただいていることに対しまして感謝を申し上げたいと思います。私は平本前町政を継承し、さらに発展させる新しい熊野づくりに取り組むため町長に就任いたしまして、3年6カ月余り経過いたしました。この間、2度の地域懇談会を開催するなど、可能な限り現場に赴き、住民の皆様方と対話を重ねるとともに、情報公開を進め、現場主義、町民視点に立った行政運営に取り組んでまいりました。これまで福祉事務所の設置など地方分権への対応、乳幼児医療助成や妊婦健診の拡大など少子化対策、あるいは小学校低学年への書道科設置など、筆文化、筆産業の振興、またLED防犯灯の整備など安全安心・地球温暖化対策など、ソフト事業を中心に事業を実施する一方、新たなハード事業は控えて耐震化等必要な維持補修や社会資本の整備を行ってまいりました。財

政状況は厳しい中、限られた予算の範囲内で、国、県の補助金などを最大限活用して、健全財政を維持した町政を運営してきたところでございます。

昨年3月に策定いたしました第5次熊野町総合計画では、単独町政を堅持することを前提に、目指す将来像を「ひとまち育む筆の都熊野」といたしました。この将来像実現のため、教育力向上を初めとした子供から高齢者まで、それぞれの能力を発揮して活躍できる人材の育成、次に安全に快適に暮らすことができるような計画的な道路、下水道整備や、来月からスタートさせます生活福祉交通など、交通の安全性と利便性の確保、そして熊野筆のブランド化による筆産業の振興や、定住・交流イベントによる多様な交流やにぎわい・活力の創出を目指して各施策を推進していくこととしております。

現在、深原町有地造成事業、川角及び深原地区の道路新設工事、公共施設の耐震化、東京へのアンテナショップ出店、学力向上対策など、まだまだ時間を要する事業もございます。自治体を取り巻く環境は大変厳しくなっておりますが、これらの第5次総合計画に掲げた事業を着実に実行するため、より一層行財政改革を推進して、引き続き町政のかじ取り役として次期町長選への出馬の決意を固めました。総合計画前期基本計画に掲げております平成27年度の目標値を達成するとともに、住民の満足度の高い魅力的なまちづくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

町議会の議員の皆様並びに住民の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 上馬場建設部長。

~~~~~  
建設部長（上馬場） 山吹議員の県道瀬野呉線改良工事についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の工事概要でございますが、呉地・出来庭地区の改良工事は、道上川にかかる仮称新呉出橋の製作・設置とその前後の道路改良工事でございます。橋梁工事は、長さ19.2メートルのコンクリート橋を整備し、道路改良工事は延長約260メートル、道路幅員12メートルで整備するものでございます。

続きまして、2点目の完成時期でございますが、来月7月31日までの工期となっておりますが、県道と町道の交差形状の調整により、完成及び供用開始時期が若干おくれ

る可能性があると同っております。

最後に通行の体系でございますが、県道瀬野呉線は呉市方面から町道昭和線に接続するまでの約260メートルの区間が新たに整備済みとなります。また、町道昭和線については、セブンイレブンからは整備された県道瀬野呉線を一度経由して現在の昭和線に戻る計画となっております。

また、供用開始前には平面図とわかりやすい説明を記した町広報及びホームページで広く町民に周知をしたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 山吹議員。

~~~~~

9番（山吹） 答弁ありがとうございました。

出馬されるということで、先ほどもお話をいたしました。1期目で築かれた実績をベースに、さらなるリーダーシップをとっていただき、また町民の期待に沿うよう頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

2点目でございますけども、答弁いただきましたが、改めてお願いをしておきます。供用開始前には平面図、わかりやすい説明を記した町広報及びインターネットにて広く町民に周知していただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

~~~~~

議長（馬上） 以上で山吹議員の質問を終わります。

続いて、15番、南田議員の発言を許します。

南田議員。

~~~~~

15番（南田） 皆さんおはようございます。

私はいつものことでございますが、いまだに解決がついておりません受迫ため池について質問いたします。

このため池の問題は、平成元年熊野町の中学校プール建設に際して始まった問題でございますが、町からの答弁も確実なものもいただかず、議会議員からの質問も一切なく、恐らく23年間私1人が言ってきたものでございますが、町には町の考えがあると思う

んでございますが、一応本文に入るまでに、私はこのため池について利害は一切ございません。ただ、無主のため池が126筆ほどあるんですが、このまま永久に残して熊野の混乱をつくるか、今ここを法律どおりにこの池を熊野町の所有権に直して、町民の今後の生活の上に生かしていくかは、町長の考えであり、議会の皆様の考えと私は思っておりますのでございます。

そのことに続きまして、私の思いをここにつづらせていただきます。

受迫とは、同じことでございます、前とね、受迫とは町が明治24年、町有のため池を農民に譲渡することを考えた。ところが、ため池は昔から村の生活用水であり、火災用水であり、また農耕用の水でもあるのでございます。ため池付近の共有物にもあるとして考えています。そのため、町は個人への譲渡をせず、受迫ため池として個人ではなく共有地として登記をされました。

ところが、明治31年、日本にもそれまでは太政官布告による通達、判例等ができて、これという法律もなかったのでございますが、明治31年に日本で初めて民法が公布されたのでございます。そのため、それまでいろいろ不服が出ていました問題は一応全部廃止になったのでございます。

それまであった法律を全部消すことができない問題もいろいろとありますが、この問題について町長との意見が全然かみ合っていないのでございます。この旧法も廃止するということではあるんでございますが、全部廃止した場合には法律の連絡はとれなくなるため、民法施行法というものが同時に公布されるのでございます。内容は民法施行前に生じたる事項に新法に必要な場合は適用できるように施行法はつくってある。これを新法の逆行の原則と教えられてきています。

問題の起こりは、法律が施行され、約90年間までは何事もなく過ぎてきているのに、平成元年、受迫ため池の所有について見解が違い、論争になったのでございます。町長は明治24年、議会決議により登記も終わっており、所有権が町民に渡っており、その後、明治31年の民法施行で旧法は全部廃止になり、したがってため池は個人のもので町の所有ではない、これが町長の考えであります。

そのため、町は平成元年、その無主地を個人の所有と認め、熊野町が賃借人として賃貸借契約を締結し、その後、23年間にわたり賃借料を町の公金で支払いしております。そのため、私はその土地を利用決定するまでに町長に対し無主地で国に帰属していることも説明し、よく調査するよう話をしました。

その1カ月後、町長は調査はした、借り主代表者もだれだれのだれだれさんでありますと、そのように説明がありました。ところがその無主地に固定資産税が課税徴収してあり、このことについて町長より本人に対し所有権証明を提出することを要求しましたが、町からは何の答弁もない、再度提出要求しても何も報告はありませんでした。

ところが最近になって職員の話すところによれば、同じ受迫で、同じ所有者のものの土地が借地しているとの話により、調査しましたところ、全く同じものから45年前ごろから借地し、賃借料が支払いされていることが判明しました。無主地であることも調査でわかりました。

町長にお伺いします。町長は古くから契約のあった土地について、現在まで何の報告もありませんが、なぜ黙秘しているのですか。町長はこれからの賃借権について法的に何の間違ひはありませんか。報告してください。

最後になります。町長はこの賃借権について何も間違いないとこのまま続けられますか。もし間違いのあったときは、即刻改善していただけますか。そのため、損害等が出たときには責任はどうなりますか。無主地で放置されている町のため池はまだ熊野町に120数筆があることがわかっています。この土地について今後どのようにされるのですか。同じ原因、日付の登記されている物件です。関係者全員平等の取り扱いをいただきたいと思います。

ここで税務課長にお願いいたします。固定資産税は法的にはだれに課税するものですか。今無主地について課税されていますが、これは公的に間違いありませんですね。課長としての責任はとれますか。

以上で1回目の質問を終わります。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 南田議員の受迫についての御質問は私から、また通告にございました保安林開発のその後の経過については建設部次長から答弁をさせます。

以前から申し上げておりますとおり、受迫ため池につきましては、町に所有権はないと確信しております。したがって、熊野中学校の敷地として賃貸借契約を締結しております受迫につきましても、何ら問題はないと認識しております。

以上でございます。

議長（馬上） 森本建設部次長。

建設部次長（森本） 南田議員の保安林開発その後の経過についての御質問にお答えをいたします。

保安林の開発に必要な許認可事項（保安林解除申請、開発許可申請、砂防指定地内制限行為許可申請、普通河川等土木工事許可申請等）は、平成23年6月28日にすべて許可を受け、工事に着手いたしております。工事発注につきましては、県で入札事務を行い、トンネル工事は平成23年3月20日に、造成工事は同じく平成23年10月5日にそれぞれ施工業者と契約を交わし、広島県西部建設事務所の施工管理のもとで現在工事を行っております。

工事の進捗状況でございますが、造成工事のうち、調整池の本体工事は完了し、砂防堰堤工事の進捗率も70%を超え、現在流路工の工事にも着手いたしております。また、現時点において、トンネル工事も約150メートルを掘り進み、1日に約4メートルの掘削工事を行っており、工事はおおむね順調に進捗しております。

以上でございます。

議長（馬上） 貞永税務課長。

税務課長（貞永） 議員御質問の納税者の決定方法でございますが、固定資産税の課税方法は地方税法に定められており、所有者に課税するのが原則となっております。この場合の所有者とは、毎年1月1日時点での法務局の登記簿の所有者欄に登録されている者、またその者が12月31日までに死亡や解散しているときなどは相続や譲渡などで現に所有している者、また所有者の所在等が不明な場合は現に使用している者を所有者としてみなして課税するようになっております。

個別の課税状況につきましては、大変申しわけございませんが、地方税法上の守秘義務がありますので、回答を控えさせていただきます。

以上です。

議長（馬上） 南田議員。

~~~~~

15番（南田） 税務課長。

~~~~~

議長（馬上） 税務課長答弁しましたよ。

~~~~~

15番（南田） ほうね。問うてもええ。

~~~~~

議長（馬上） 答弁しましたよ、今。

~~~~~

15番（南田） まだ答弁が足らんよの。問うよ。今問題は、受迫のため池が100何ぼあるんじゃが、このうちの課税はどのようになっておるか。法的にあなたが責任を持てるか、課長として。課税方法が。

~~~~~

議長（馬上） 貞永税務課長。

~~~~~

税務課長（貞永） 課税の方法につきましては、先ほど申しましたとおりですけども、この課税については現在法令どおりに適正に行っているものと考えております。

以上です。

~~~~~

議長（馬上） 南田議員。

~~~~~

15番（南田） 法律どおりにかかっちゃらん思うんじゃが、所有権はどうやって確認したのか、確認の方法を説明してください。

~~~~~

議長（馬上） 貞永税務課長。

~~~~~

税務課長（貞永） 大変申しわけございませんが、個別の状況につきましては、税法上の守秘義務がありますのでお答えすることは控えさせていただきます。

~~~~~

(何事が言うものあり)

~~~~~  
議長 ( 馬上 ) 南田議員、勝手に質問しないでください。

暫時休憩いたします。

( 休憩 10時09分 )

( 再開 10時11分 )

~~~~~  
議長 (馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

南田議員。

~~~~~  
15番 ( 南田 ) その場合は、間違っ、あなたが言うた発言について間違っておるとこは、課長が全部責任を負ってくれるいう、そこだけよう聞いておきます。

ここで余談になりますが、私は10年前に町長へ行政訴訟をしたんですが、最終的には職員へ責任が皆、それでわしは責任をようつくんですよ。あなたが発言したことはあなたが責任を持つような発言をしてもらいたいんです。そこだけようよう頭へ置いとってください。

一応同じことの繰り返しですが、そこでわしの税務課長に対する質問を終わります。

町長に対してお伺いします。

~~~~~  
議長 (馬上) 南田議員。

~~~~~  
15番 ( 南田 ) 町長は日本の法律行為についてどのようにお考えになっておりますか。法律というものは言うまでもなく、私が説明するまでもなく、つくられたのは国会でございます。その内容もいろいろありますが、いずれの場合も国はそれに従って政治活動を行うものであり、そのための法律であります。国家の宣言でもあります。国民に対する期待でもあるのでございます。このようなわけにあり、これに従って国民がこれと同じことをするのが法律行為であると私は考えています。

ところが、町長の行為は何か矛盾があるように思います。無主のときに国のものであるよう法律に定めてあるのに、法の定めに従わず、町が所有権を個人に与え、その土地を町が公金で借地している。考えようによっては町長の行為は私は不審に思います。こ

の土地は無主地で、現在は国有であります。そのように私は登記簿上を見て考えております。

また、不動産というものは国で定められた法に従い登記をすることによって公が所有権を認め、行政がこれを基本に課税徴収、国民がこれを基本に売買賃借等をする、これがすべて法律行為にあり、国民の生活に結びついているのでございます。

町長にお尋ねします。今回の無主地に対する賃借権、公金の賃借料の支払い、国有地に対し国が町に課税するなど、どう考えてみても町の行為は法律に反する面があると思います。これを法では公の秩序や社会の道德観念に反することと考えます。これを法律では公序良俗に反すると言ひ、したがって目的する法律行為は無効になると定めてあると私は考えております。

町長がとられた行為はすべて違法になるように思います。この行為は間違いないと言えるのであれば、町民の前で約束してください。法に対する具体的な説明をしてください。無主地の賃借及び固定資産税の課税等、すべて無効と考えられます。

最後にお聞きします。無主地の法的な所有者は国であると考えられます。熊野町には120数筆の無主地がありますが、御存じですか。今後、この無主地の取り扱いについて、籠池受迫と同じような個人の所有を認められますか。それとも別の方法で取り扱われますか。町民差別のないような方法をとってください。町長の答弁を求めます。

~~~~~  
議長（馬上） 町長。

~~~~~  
町長（三村） まず法令関係でございますが、地方公共団体の活動、これは当然法律、あるいは公共団体が制定します条例、略して法令と申しますけども、施行令、その他いろいろ含まれますが、これらを当然遵守するのは当たり前でありまして、私は違反した覚えはございません。

それから、第2点目、町民の方への説明ということでございますが、この議会という場は町の最高決定機関だと認識しております。この場で何回も御発言申し上げましたように、この議会という町の中で最高機関で公式に申し上げておりますので、町民に対する説明、こういったものは基本的には私はなしているものと確信しております。

それから、受迫につきましては無主地と申されますが、受迫という登記簿上ははっきりとそれが明記されている以上、国であろうが、県であろうが、町であろうが、個人であ

ろうが、これをひっくり返すにはその受迫の関係者の同意、こういったものを無視して勝手に所有権、名義を変えたりすることは法的にはできないということは何度も研究しております。したがって、無主地ではありませんし、受迫は昔から使ってまいりました水利権者、水利権そのものではございませんが、水利権者を中心とした共有地に近い所有権であるということを確認しております。

したがって、先ほどから申し上げましたとおり、町の行政行為については何ら誤りがないと確信しております。

以上でございます。

議長（馬上） 暫時休憩いたします。

（休憩 10時18分）

（再開 10時19分）

議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

以上で南田議員の質問を終わります。

15番（南田） 1時間だったん。

議長（馬上） あなたの方式がですね、一括方式で3回ということになっとるんです。

15番（南田） ここへ戻ったら何回もできるんじゃないや。

議長（馬上） そのような決まりになっとるそうです。

15番（南田） わしは降りん。降ろされる権利がありや、議長がわしを降ろしてくれんさい。1時間はなけらにや。人の発言を何するようなものは、あなたしらが条例をこさえんさろうが、何をこさえんさろうが。運営委員会の議事録を見してくれんさい、どのようになっとるんか。どうようにこさえちやるか。書式があるんでしょ何か。

議長（馬上） 事務局から説明させます。

議会事務局長（立花） すみません、休憩中なのでここから説明させていただきます。

今回一般質問につきましては、一問一答と総括質問という形式をとっています。両方について制限時間は1時間となっておりますし、一括質問については、質問回数を3回と従来どおりから決められた運営をされております。これは議会運営委員会のほうで決められ、今までずっと行っております。

15番（南田） それは法律があれば議長がそれを執行してください。わしはここを降ります。法規の執行権があればその執行権で。

（何事か言うものあり）

議長（馬上） 南田議員、ですから次から一問一答ということでやってもらったら1時間できると思います。

15番（南田） どこに定めがあるんか言うんです。議会運営の法令に。

議長（馬上） 議会運営委員会が決定したことです。以前から。それであなたに今、一問一答方式を出したわけです。

15番（南田） 数で何でもやられるんじゃないか。わしの意見がとおることはなあんじゃないか。わしはわしの意見を通すよ。

「休憩中ではございますが」と言うものあり

議長（馬上） はい。

7番（藤本） 資料が手元にはございませんが、一問一答方式とそれから一括方式と二通りのものを議運の方で諮りまして、いずれにしても両方の質問の仕方の中では1時間。そして、一問一答に関しましては何回でも1時間以内ならできる。そして、一括方式に

関しましては従来どおり3回の質問で終わると言うことになっておりますので、議事進行の程よろしく申し上げます。

15番(南田) わしは一通り言うたら、後の分は何回でもできるように考えてきた。

(何事か言うものあり)

15番(南田) それで横置いてあるんなら、・・・さい言うんよ。法を発動しんさいや。強権発動起こしんさい。どうでもこうでも人の発言を閉めよう閉めよう思うて・・・。長ごうすりゃ90分じゃったら誰やら30分・・・じゃけえ、する時間はなあんじゃけ。議会がね町民に問うてみてください。議会が何ぼ報酬もらいよる思うんや。報酬だけの仕事を誰がしよるや。はあええじゃなあ。強権発動を議長が・・・。

(何事か言うものあり)

15番(南田) 何の議会か分からんじゃなあ、わしが言うのはね、出るのは出ますよ。中途半端で出ちゃあ。議会にはどれだけ大事な時間があるのいうて、一般質問をね、3時間、4時間いうのは熊野町だけじゃ思うよ。

議長(馬上) 南田議員、あなたが50年以上議員されて、あなたが一番詳しいんじゃろう思うんですよ。それが決められたことですから、以前から。今の件では。知らんいうのじゃ通らん思うんですよ。あなたにあわせて皆来とるわけですから。

15番(南田) 異議があるけえ、出え言うんじゃけえ、そこから先発動しんさい、強権発動を。わしが言うのはね、ええですか。ここに証人がおるけえ、おりんさるけえ・・・。2日か3日かで議会を済めてしもうて、やあやあやあやあ言うてね、これは自分の勝手じゃけえじゃが。この受迫の問題でも23年の間に議員が誰が何遍。

(「議長、休憩をお願いします」と言うものあり)

15番(南田) わしが言うのはそこを言うんです、わしが言うんじゃないあよ。町民の代弁で言うんよ。報酬下げようや言や、下げやせん下げやせん。報酬下げるんほどなら人数減そうや言う。そりゃ・・・同士の話じゃけえじゃがあるが。それなら時間を十分くれりゃあええじゃなあ。何でそがに短こうせにやならんの。半日で一般質問が済むような町村がどこにあるんの。

~~~~~

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 10時32分)

(再開 10時45分)

~~~~~

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、1番、沖田議員の発言を許します。

沖田議員。

~~~~~

1番(沖田) 1番、沖田です。私からは2点質問させていただきます。

まず、1点目に防災についてですが、昨年9月議会においてさまざまな質問をさせていただきましたが、その後の取り組みについてお伺いします。

各自治会長に自主防災組織の設立について依頼し、身近な地域で防災に取り組み、災害発生時の自発的な行動により、人命・財産の被害の軽減を図る防災意識の向上のための防災リーダー研修などの啓発や支援をしますとの御答弁がありましたが、12月議会においては設立には至っていないのが現状で、町としては社会福祉協議会や消防団との協力支援体制を説明して、各自治会の皆さんに働きかけてまいりますとのことでしたが、現在の状況はいかがでしょうか。町としてどのような啓発や支援をしているのでしょうか。

また、避難所となる学校における教員に対する防災教育研修の取り組みはされているのでしょうか。東日本大震災以後、中学生や小学生に対する防災教育の新しい取り組みはされているのでしょうか。また、今年度予定されている総合防災訓練の内容は、また今後の取り組みについてお伺いいたします。

2点目に介護予防事業についてですが、介護保険制度の開始以降、保険料と税金から

支払われる介護給付費が年々伸び続けております。これに伴い個人の保険料も上昇の一途で、今年度は全国平均で月額5,000円に迫っており、熊野町においては5,579円となっております。介護給付費の抑制、予防重視の施策が各地で展開される中で、着実に広がっているのが介護ボランティアポイント制度であります。

同制度は、国が2007年度、介護予防のために市町村が行う地域支援事業の一環としてスタートしました。各自治体により制度は多少異なりますが、65歳以上の元気な高齢者の方が、介護施設などで車いすの介助や体の不自由な人の介添えなどのボランティア活動をすることにより、ためたポイントを町内で買い物ができるチケットと交換できるなど、生きがいをはぐくみながら地域経済を活性化させる効果が期待できます。介護保険料の負担が実質的に軽減されることができ介護ボランティアポイント制度の導入を検討していただけないでしょうか。

~~~~~  
議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~  
町長（三村） 沖田議員の二つの質問のうち、1番目の防災に関しましては私から、2番目の介護予防事業につきましては福祉課長から答弁をさせます。

まず、議員御指摘の自主防災組織についてですが、大規模災害が発生した場合、役場や消防などの公的機関だけでは対応できない可能性が大であり、被害を最小限にとどめるには自主防災組織が重要となってまいります。このため、昨年度から少人数の単位で実効性のある組織を立ち上げるよう、自治会と協議を進めており、今年度も引き続き設立に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、消防防災訓練についてでございますが、昨年雨の影響で中止した経緯もあり、しばらく実施をしていない状況でございます。このため本年は台風、大雨や暴風などの特別な事情のない限り実施をいたします。町といたしましては、子供のころから災害に対する意識づけを行うことが防災意識の向上に効果的であると考えられるため、防災教育の充実、防災訓練、避難訓練などを継続して開催するなどして、一層の防災意識啓発に努めてまいり所存でございます。

なお、総合防災訓練の内容については総務部次長から、また避難所における教員の研修や小・中学生に対する新しい防災教育への取り組みについては教育部長から詳細を答

弁させます。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 岩田総務部次長。

~~~~~

総務部次長（岩田） それでは、沖田議員の総合防災訓練の内容につきましてお答えをいたします。

まず訓練でございますが、本年9月27日、町民グラウンド及び町民体育館におきまして実施をいたします。訓練内容につきましては、現在、広島市消防局を初め、関係機関と協議中の部分が大変多くございますが、全国瞬時警報システム、いわゆるJ-ALERTによる緊急地震速報の訓練放送、市消防と本町消防団合同の救助訓練、一斉放水などの防災機関の訓練のみならず、煙体験ハウス、起震車による地震体験、災害用伝言ダイヤルの使い方の体験、AEDを用いた救急救命講習など、住民の皆様方に体験をしていただく訓練も多数用意いたしまして、防災意識及び技術の向上につながる訓練にしていきたいとこのように考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~

教育部長（藤森） 沖田議員の防災についての中で、特に教員、小・中学生への防災教育に関する御質問にお答えします。

学校の基本的役割といたしましては、児童・生徒の安全確保が一番大切であると考え、教職員は児童・生徒とともに、火災や地震等を想定した避難訓練、交通安全教室、防犯教室などを年6回程度実施しております。また、特に教職員を対象としたものでは、救急蘇生法の講習や侵入した不審者への対応訓練などの研修を実施しております。

また、児童・生徒への防災教育の新しい取り組みといたしましては、実際の災害や自然の脅威を映像で視聴したり、簡単な装置で増水した水の圧力を感じる模擬体験、津波や土石流の仕組みを見せる実験などを取り入れた防災教室を、各小学校の五、六年生を対象に試行しております。

以上でございます。

議長（馬上） 加島福祉課長。

福祉課長（加島） 沖田議員の2番目の介護予防事業についてお答えいたします。

議員御提案の介護ボランティアポイント制度でございますが、元気な高齢者が介護施設などでボランティアを行うことは、社会参加、地域貢献を担うとともに、高齢者自身の健康づくりにもつながる有意義な制度であると思います。しかし、現在熊野町社会福祉協議会のボランティアセンターから無償のボランティアを受け入れている介護施設もあり、無償ボランティアとの区別をどうするか、またボランティアを受け入れる施設側の体制づくり、ボランティアを実施したときのポイントを付与する基準など、制度導入には課題もございます。

これらのことから、介護ボランティアポイント制度につきましては、現時点での導入は難しく、今後介護現場の状況や高齢者のボランティア活動の状況などもあわせ、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） それでは、自主防災組織の設立についてですが、各自治会においては自治会長は町の補助員であり、消防団は町の非常勤職員、また民生委員は町と社協の災害ボランティア要員になるとのことで、地域の方からは地元に残らないのにどうやって自主防災組織をつくるのかといった声を伺っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（馬上） 岩田総務部次長。

総務部次長（岩田） まず自治会を対象とした説明会、これは昨年から実施を開始いたしております。今までのところ、連合会で2回、それから自治会で二つ、それと今年に入ってからには既に四つということでございます。

今の自主防災組織というのは、基本はやっぱり近所の助け合いというのがベースにあ

と思います。もちろんいろんな組織が連携してというところまで一気にいくことはいいことかも知れませんが、非常に困難な面がありまして、今自治会を中心に進めておるという状況でございます。

今後も、今自治会のほうに申し入れておりますので、連絡があり次第、また継続していきたいというふうに思いますし、また今のような待ちの姿勢ではなくて、こちらからアプローチしていくという方法も重要と考えておりますので、これについては先進事例をちょっと調査したいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） なかなか自主防災組織の設立に至らないところが現状であるとは思いますが、町のほうからも働きかけを今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

また、次に避難所となる学校における教員に対する防災教育なんですけど、学校というところはいざ災害が起こったとき、子供たちだけではなく、地域の住民の命を守る重要な防災拠点となります。地域の方が学校に避難してこられた場合、教員はどのような体制で受け入れ、どのように避難誘導されるのでしょうか。児童・生徒の安全確保が第一ですが、地域の方々への対応はどのようにされるのですか。

避難訓練においては教職員と児童・生徒のみで実施されておりますが、実際に大規模災害が起きた場合には、児童・生徒だけではなく、地域の住民の方々とも行動をともしなければなりません。学校における防災対応マニュアルの整備や、自治体関係部局との連携、地域・家庭との連携による体制づくりが必要と思いますが、いかがでしょうか。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 沖田議員の発言にありました学校で避難者が学校のほうへ来られた場合に、学校としてはどうするのかという御質問。沖田議員も言われましたとおり、まず学校では子供たちの安全を確保するのが一番大事だということはございます。しかし、そのとおり学校は避難所として、特に体育館等が設置されておりますので、そういう形で教職員が一番最初の段階ではそれに対応した被災者を案内する等の対応をしなければ

ならないというふうに思っております。

ただ、それ以後については、新たに教職員は子供たちの教育のほうを再開するという
ことを第一に考えなければなりませんので、それについて町、また教育委員会等でその
次の段階については対応したいというふうに思っております。

それから、先ほど言われました地域と合同で避難訓練、学校だけでやるのではなく、
地域と合同でやる必要があるのではないかとということでしたが、これにつきましては、
実際にそういうことも考えながら町当局とも相談してみたいと思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） 町が実施いたします総合防災訓練においてはさまざまな体験メニューを
取り入れてくださっておりますので、学校の児童・生徒もともに訓練に参加することは
できないのでしょうか。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 学校の子供たちがまずいるところが学校でございますので、そこを
どうするのかというような点も一つございます。ただ、子供たちが災害について体験を
しておく、いろんな形でのシミュレーションを、実際に体験すると大変ですが、シミュ
レーションとして体験したりするというのは大切なことだろうと思います。そういう中
で、今回の防災訓練の中で何か一緒にできるものがあれば検討したいというふうに思
います。

以上でございます。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） また、地域と学校が一体となった防災の取り組みをすることが重要であ
ると思いますが、府中北小学校の6年生においては、児童が地域の方々と一緒に防災ず
きんの作成を行い、防災意識の高揚につなげております。日ごろから地域の方々と

コミュニケーションをとることが重要であると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 学校はいろんな形で地域の方々の協力を得ているんな活動をしているということはございます。いろんな古い遊びを教えていただいたり、また学校評議員という形で学校にいろんな形で協力をさせていただいているということもございます。そういう方々と、新たな取り組みとして防災という切り口から何か考えられないかという点については、今後検討してみたいと思います。

以上でございます。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） ぜひともよろしく願いたします。

また、昨年体育館の照明設備等の落下事故も起きているとのことで、調査を進めてまいりたいとの御答弁がありました。天井や照明器具、窓ガラスなどの耐震点検及び耐震対策は進んでいるのでしょうか。

議長（馬上） 三村教育部次長。

教育部次長（三村） 学校の体育館等の設備につきましては、安全点検という形での対応を進めております。落下の可能性のあるものについては、早急に対応をしておるところでございます。

以上です。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） 東日本大震災では多くの学校で天井や照明、壁などが落下し、避難所としては使用できないケースがありました。これでは防災拠点の意味をなさないばかりか、

地震発生日時によっては子供たちの大惨事をも招きかねません。建物本体の耐震化だけではなく、非構造部材の耐震化も急務だと思われるので、対策をよろしく願いいたします。

次に、高齢者や障害者、妊産婦などの一般の避難所では生活しづらい要援護者の方のための受け入れ施設として、福祉避難所の設置をお願いしたところ、検討していくとの御答弁がありました。その後の取り組みについてお伺いいたします。

議長（馬上） 加島福祉課長。

福祉課長（加島） 災害のときにいわゆる援助が要る妊産婦ですとか、高齢者、障害者の方を対象とした福祉避難所ですが、この夏ぐらいまでには指定をしたいと思って今準備を進めております。具体的な指定の場所といたしましては、中央地域健康センターの1カ所デイルームと、隣の町民会館の1階部分の三つのお部屋の、計四つのお部屋の指定をしたいと思っております。そこに必要な備品、介護用のベッドですとか、あとは電源の確保、それと昨年沖田議員から御提案のありました聴覚障害者用のアイドラゴンの設置等も今検討して、早目に指定をしたいと思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） ありがとうございます。着実に進んでいるとのこと、安心いたしました。

昨年の大震災でも亡くなられた方で最も多いのが高齢者などの要援護者でした。一般的な豪雨災害での犠牲者の約75%は高齢者であり、この対策は最優先で取り組むべき課題であると思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

次に、介護ボランティアポイント制度についてですが、熊野町社会福祉協議会のボランティアセンターから無償のボランティアを受け入れている介護施設もあるということですが、ボランティアセンターの活動状況はどうでしょうか。

議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~  
福祉課長（加島） 昨年度の実績で言いますと、介護施設のほうで2カ所ボランティアさんが8人、延べ105回行かれておりまして、そのほかに障害者施設に4人が延べ13回、その他、地区社協のサロンなどへの派遣もごさいます。内容といたしましては、絵手紙ですとか習字、あと園芸、演奏とか、囲碁などのものが対象になっております。  
以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~  
1番（沖田） ボランティアを受け入れる施設や活動するボランティアの人数が少ないと思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~  
議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~  
福祉課長（加島） なかなか住民のボランティアを受け入れる側のニーズと派遣をする側のニーズとがなかなか合わないということもごさいます。具体的に言いますと、施設側の入居者の方に認知症の方が多くいらっしやって、認知症に対応するボランティアがなかなか見つからないということもごさいますので、ボランティアの養成ということで、現在行っております認知症のサポーター養成講座の受講者を対象にしたフォローアップ研修を行っておりますが、その受講生たちをできれば社会福祉協議会のボランティアセンターのほうに登録していただいて、認知症の方にも対応できるボランティアの育成等をしていきたいと考えております。  
以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~  
1番（沖田） 熊野町の高齢化率は26.6%と全国、広島県を上回っており、急速に高齢化が進んでおります。また、65歳以上の人口6,534人のうち、前期高齢者である65歳から74歳の人口が4,108人と高齢者全体の人数の6割もいらっしやいます。介護ボランティアポイント制度は高齢者の健康増進や保険料負担の実質的な軽減

につながり、介護現場での人手不足解消などのメリットが多く、参加者がふえれば介護予防効果が高まり、保険料抑制にもつながることが期待される制度です。さまざまな課題はあるかと思いますが、ぜひとも検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で私の質問を終わります。

~~~~~

議長（馬上） 以上で沖田議員の質問を終わります。

続いて、7番、藤本議員の発言を許します。

藤本議員。

~~~~~

7番（藤本） 7番、藤本でございます。本日は1点について質問を行います。質問内容は通告書にあります高齢化に備える施設の充実についてでございます。

さて、少子高齢化が進む中、民主党政権は少子に対してはお金をばらまきながら、また一方では老人医療、介護などには従来以上の高いハードルを設け、このままでは安心して老後を迎えられる状況ではないと考えます。

本町は昭和40年代に近隣市町のベッドタウンとして若い人口が急激にふえ、特徴のある年齢構成の町と思われれます。今やその急激にふえた若い人たちが大量に定年を迎え、リタイアされておられます。このような状況により、本町の高齢化上昇率は他の市町に比較してかなり高いと聞いております。

そこで今後の短期、中期、長期の各種施設の充足をどのように考えるかを問いたいと思います。また、先ほどことしの11月の町長選に出馬されると明言された現町長に、ぜひ今後の高齢化対策についての御意見を述べていただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 藤本議員の高齢化に備える施設の充実についての御質問にお答えいたします。

高齢化対策につきましては、私は町長就任以来、元気な高齢者が本町のまちづくりに

積極的に参画する住民協働に取り組んでまいりました。これから高齢期を迎える団塊の世代を含めた元気な高齢者が、地域社会の一員として活躍し、地域の重要な担い手となる仕組みづくりを今後も推進していきたいと考えております。

施設の充実については民生部長から答弁をさせます。

~~~~~

議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~

民生部長（清代） 藤本議員の高齢化に備える施設の充実についての御質問にお答えいたします。

熊野町の高齢者人口は、平成24年3月末現在7,043人、高齢化率28.15%となっており、全国、広島県の平均値を上回る状況となっております。介護を必要とする要介護認定者は年齢別に見ますと高齢になるほど認定率が高く、団塊の世代が80歳を超える20年後にピークを迎え、認定者数は現在の約900人から約1,700人と、ほぼ倍増となる見込みでございます。

施設整備につきましては、現在、入所者数が要介護2から5の認定者数に対して45%を超えており、広島県が基準としている37%を大幅に上回る状況であることから、第5期介護保険事業計画では整備を行うことはできませんでしたが、今後、認定者数の動向を踏まえながら、施設整備を検討していきたいと考えております。

今期は計画策定時に実施したアンケートで、要介護状態となった場合にも自宅での暮らしを望む方が全体の8割を超える結果となっていることから、在宅での暮らしを支援するため、身近な地域でのケア体制の充実を図ってまいります。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~

7番（藤本） 手元の資料にあります参酌標準と申しますか、この部分が37%が広島県の基準というふうに手元ではあります。そうした中で、我が町は45%以上であるということではありますが、この参酌標準というのが私もちょっとわかりにくいんですが、恐らく一般の方々にもわかりにくいかと思うので、これから民生部長のほうには一つずつ箇条書きのように質問をしてまいりますので、そのほうが理解しやすいと思いますの

で、まずはこの45%以上が高いかどうか。本町は安芸郡のほかの町と比較してどうであるかという部分を数値で表していただけませんか。

議長（馬上） 清代民生部長。

民生部長（清代） 近隣の市町の状況ということですが、熊野町45.3%ということでございます。坂町が34%、海田町が36.5%、府中町が35.3%ということで、約10ポイント近い差があるという状況でございます。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） 安芸郡4町の中で参酌基準を大きく上回っていることは理解できます。続いて、それでは熊野町における入所待機者の人数について聞きたいと思います。

議長（馬上） 清代民生部長。

民生部長（清代） 昨年度、県が取りまとめたものでございますが、特別養護老人ホームに入所の申し込みをされている本町の方、待機者でございますが、164人ということでございます。そのうち、在宅での待機者が91名、そのうちのさらに要介護3から5、比較的介護度の重たい方でございますが、その方については39名ということになっております。

以上です。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） それでは、この待機者数164名ですが、これは重複している人というのはいらっしゃるんですか。

議長（馬上） 清代民生部長。

民生部長（清代） 申し込みについてはそれぞれ各施設に申し込むことができますので、基本的なカウントとしては重複ということですが、この数値につきましては県のほうが一応整理をしております。ですから、実際に待っておられる方だというふうに考えております。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） それでは、入所申込後、入所までどの程度の時間を要しているのか、現状は難しいかと思いますが、お答えいただけますか。

議長（馬上） 清代民生部長。

民生部長（清代） 入所につきましては、以前は申込順とされていたことがありますので、かなり時間を要しておりました、3年とか4年とかというような状況もあったというふうに聞いております。現在では一応国のほうの方針としては介護度の重たい方から優先して入れるようにと。率で言いますと70%、介護度4、5の方が70%を超えるようにというようなこともございます。そういうことから比較的介護度の重たい方から入所の決定をされておるという状況でございますので、介護度の重たい方についてはそこまでの待つ時間はないというふうに考えております。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） 現状では県の参酌基準を超えているということで、すぐさま施設の充実というのはできないということでありましたが、実際にやはり熊野町に住んでおりながらどうしても介護が必要だからということで安芸津のほうへ行かれてみたりとか、呉市のほうへ行かれてみたりとかしている方がいらっしゃいます。その方々は介護というか、御自宅におられる方も本当は熊野町の近くで、すぐでも行けるような状況のところへできないものかという声が出てるわけですが。

そして、また今先ほど10年後には団塊の世代の方がそういう形で年齢が上がってくると。900人が1,700人ということであったかと思いますが、もう倍増ですよ。

ところが施設自体が今の状況で待機者が160何人もいらっしゃるということであれば、当然この状況で行けば、倍で行けば330人ぐらいの方が待機するという形になるかと思うんですね。それではちょっと遅いような気がするんですね。

実際にこの施設がいつごろから可能になるかという部分を答えていただけますか。

~~~~~

議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~

民生部長（清代） 基本的には一つの参酌基準といいますが、本町の入所されている方の率がベースになると思います。ただ、今後高齢化も進んでくると思います。もちろん介護認定者ができるだけ少ないように予防することも大事だというふうに考えておりますが、そういう認定率の状況を見ながら、おおむねやはり10年後にはそういうことも考えていかなきゃいけないだろうというふうに考えております。次期、その次ぐらいの計画では、そういう入所率を見ながら適切に計画をしていきたいというふうに考えております。

~~~~~

議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~

7番（藤本） 今言われた入所率の件なんですけど、要するに入所、利用される方、それから認定された方の割り算ですね、現実に。現実に認定されてる方の数を絞れば、参酌基準は当然高いものになりますよね。そうか言うて、3とか4とか5の方をどんどんふやしていけば、またそれは違った形で費用負担が出てくるかなとも思うんですけど、この37%とか70%とかいう、県なり、国が決めたという基準が、どうも私は納得できない。もちろん部長に言ってもどうなのかなというところですけど、要するに国の基準は何を見てこの基準をつくっているんだろうかと。やっぱり分母がふえれば当然参酌基準は今の45%が三十何%になるはずなんです。そこの部分は数字のマジックじゃないけど、どうなんです、認定したらいけないものなんです、介護としての。

~~~~~

議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~

民生部長（清代） 介護の認定ということでございますが、基本的にはこういった介護

が必要な状況があるかということで介護度が決まってまいります。そういった介護認定につきましては一定の基準をもって1次審査、2次審査という形で認定をしている状況です。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） これをいただいて勉強してまいりまして、そしてその中に認定結果の通知の中で、要支援1と要支援2とか、関係はないかもわかりませんが、これの文言が同じじゃないのかなと見てみましたら、よくよく見ましたら、ただ一言、身体的な衰えは軽度で改善が期待できるとか、身体的な衰えは比較的軽度で改善が、比較的が入るか入らんかで要支援が1と2に変わるんですよ。この比較的というのは何とも抽象的な感じなんですけど、どうなんです、この部分。非常に見てて、これ何だろう、最初文言が同じと思ったんですよ。要支援1と2の文言が。ようよう見たら、比較的が入ってるんですよ。この一文字で、一言で要支援1が要支援2になるんですよ。これはどうなんです、ここは。

議長（馬上） 加島福祉課長。

福祉課長（加島） 先ほどの要支援1と2の違いと言いますか、具体的には介護認定は本人の調査を調査員が行いまして、あとはかかりつけのお医者さんの意見書等で認定の結果をお出しをいたします。審査会のほうで審査をさせていただきます中で、ここに文言等は書いてございますが、基本的にはその調査項目等で1次判定がたまして、その1次判定に沿いまして審査会の委員様が調査を行ったものと意見書等で2次判定で要支援1か2というふうに出しますが、具体的に住民の方にわかりやすい言葉といたしまして、比較的と、あとそうではないというような文言に、済みません、なっていると思います。以上でございます。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） わかりました。その比較的が入ると入らんとで要支援1とか2とか、も

ちろん要介護3とか4とかにかかわってくるのかなと思うんで、その部分は非常に難しい言い方になりますけど、ふえればふえたで利用者の方がたくさんのお金を使われて、また負担がふえてくるんで、なかなかほんと難しいんですけど。

ただ、この話をもってここへさせていただいているのは、やはりとにかく安芸津とか焼山へ行きたくないんだと、熊野で何とかしていただきたいと、そういう思いがあられる方からのお話があったもんで、どうしてもこれは早急に熊野町で要介護4とか5の方をもっと入所できるところを、本当に早急につくっていただきたいと。

聞くとところによると、海田とか坂と府中でもこの参酌基準が三十何%でありながら、県のほうからつくったどうかと言っても、一応二の足を踏まれてるといふうに聞いているんですが、ということであれば、予算が余っているのであれば、今もらいにやってやってみたらどうなのかなと。もちろん参酌基準の部分があるからとは思いますが。

もう一つちょっと疑問に思うところは、そういう部分を考えまして福祉施設を大きく分けて2系統あるというふうに僕は理解しました。2系統の中では在宅と、それから施設系ですか、要はずっと入っていただく。この2系統の中の施設系の中の4種類があるわけですね。その中で特養、特別養護老人ホームですね。それから老健、ここらはわかってるんですが、最後にあります地域密着型介護老人福祉施設というのが熊野町にあるんだろうかなと。そして在宅に関しましても、やはり地域密着型特定施設入居者生活介護、これですね、これ在宅のほうですけど。この二つとも地域密着型とついている分に関しては、熊野町にあったんだろうかどうだろうか。ちょっとこれ私調べてみたんですが見当たらないような気がするんですが、どうなんでしょうか、ここは。

~~~~~  
議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~  
福祉課長（加島） 先ほど言われました2カ所の施設につきましては、現在熊野町にはございません。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~  
7番（藤本） そういうものを、どういう形のものになるのかというのを調べてみても

こっちにないんでわからなかったんですけど、そういうものを例えば民間委託になるんかどうかわかりませんが、つくるということは視野には入れることはできないんでしょうか。

議長（馬上） 清代民生部長。

民生部長（清代） 先ほどの地域密着型の特養ということだと思っておりますが、これは熊野町の方だけが入れる特別養護老人ホームになります。現在あるものについては、地域密着ではなくて、県の中で認可をされているので、町外の方、だれでも入所することができるということでございます。もちろん今の地域密着につきましては、そういう参酌基準、一定の基準の中でつくるということになります。今後の認定者の動向を見ながら早急に計画にできるように対応を考えていきたいというふうに考えております。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） 自分のところでお金を出してつくるというのは大変なことになるかと思うので、ここをやっぱり町長、出馬されるわけですので、それも踏まえて、町民の皆様にはわかるように説明していただければと思います。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 細かい数字は申し上げませんが、高齢者人口は今熊野町は約7,000人でございます。そのうち認定患者が900人。この認定率は正確には調べておりませんが、県内でも低いほうでございます。この認定率が上がってまいりますと、当然介護保険料に反映いたします。そのバランスを考えながら、町としてはこの900人の認定、介護認定を受ける方、なるべく介護予防の段階でミニデイなんかその一つでございます。地域の方々と触れ合っていて、認知症であるとか、そういったことを減少させていこうと考えております。

それから、施設入所でございますが、何%ということは確かにうちは高いんでございますが、入所率が。これもやはり待機されている方がおられるということでございます。

先ほど部長、課長が答弁申し上げましたように、すぐには施設整備に移れませんが、待機者のことを考えながら少しずつではあります。ただ、施設がどんどんできると、介護保険料にはすぐかかってまいります。その点のバランスでございますので、その点を御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~

7番（藤本） 町長から今そういうお話をいただきまして、今後町長ですからいずれやっていただけとは期待はしております、本当に。

最後になります。恐らくこれ最後のお話になりますが、どうしてもこれを伝えておきたいのは、数年前からミニデイホームとか、地域の皆様方、民生委員の方、福祉委員の方、ボランティアの方々のお力により、ミニデイサロンが実施されております。13地区か14地区かと思っておりますけど、これは本当にありがたいことだと思いますが、これが人数が来られる方がふえれば、それだけ今言った民生委員の方、福祉委員の方、ボランティアの方の負担がふえてまいります。

そのことを考えますと、やはり今後はミニデイのような組織立った立派な活動でなくても、3月の議会でも申しましたように、御近所同士の助け合いから、自発的なグループの組成なり、育成も視野に入れた奨励といえますか、町のほうから、社協のほうから、そういう取り組みを本当にしていただきたい。

そして、それは先ほど沖田議員もおっしゃったように、地域の方々と防災も含めてですけど、やはり地域の皆様方と何でもいいから、防災であろうが、助け合いであろうが、何でもいいから組織をとにかくつくっていく。それがひょっとしたら防災に結びつくかもわかりませんが、いろんな意味でとにかく小さなものでもいいんです。そんな立派な活動じゃなくてもいいんです。そういうのをとにかくどんどんつくるように。例えばそれが一つのものができたのであれば、それを町広報に載せて、どんと宣伝して、じゃあうちのほうでも10人しかいないけどやってみようとか、そういう形のものをやっつけながら、介護の認定を3、4、5がふえたとしても、動けば、そういう動きながらやっつけば何とかそこまで介護費用がふえない状態の中でボランティアと協働しながらやっつけられるんじゃないかと思うんです。そうしたところを本当に前向きに検討します

でなく、9月にはもう一度聞くかと思えますけど、こういう形で動いたよということをお答えいただくということを期待しまして、本日の質問を終わります。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 以上で藤本議員の質問を終わります。

続いて、4番、民法議員の発言を許します。

民法議員。

~~~~~

4番（民法） こんにちは。4番、民法でございます。よろしくお願いたします。

私は今回、災害危険箇所の整備と震災対策、なでしこジャパンの経済効果と財団法人筆の里振興事業団の運営についての2点、通告書に基づき一括方式で町長に御質問いたします。

まず1点目ですが、昨年6月の定例会で御質問いたしました、ハザードマップにおける危険箇所、その後の整備についてお尋ねします。梅雨に入り、気象情報が気になる季節になってまいりました。一昨年の夏は県北で、昨年の夏は紀伊半島において大雨による大規模な土砂災害が発生しております。昨年作成されましたハザードマップを見ますと、町内全域でピンク色の土石流により被害のおそれのある箇所が目立ちます。また、二河川下流は青色の浸水想定区域に指定されています。これらの危険区域に住んでおられる住民の皆様は、梅雨時期を迎えて大雨が降らなければいいかと非常に心配されています。

前回の答弁では危険地域を把握した上、その緊急度により県事業として事業を実施、また二河川では改修の要望を今まで以上に県に行うということでしたが、その後どのように進捗しているのか、整備計画は立てられたのかをお尋ねします。

また、水防とともに重要な震災対策についてですが、3月末に内閣府が設けた有識者の検討会レポートによりますと、南海トラフ地震が発生した際、熊野町では震度5強が想定されています。県内の沿岸部では3メートル程度の津波が想定され、沿岸部の自治体ではいろいろと対策を講じられているようです。本町では津波の心配はありませんが、ハザードマップでは紫色のがけ崩れによる被害のおそれのある箇所も多く、何らかの対策が必要ではないかと思えます。

明治以降、県内に被害を及ぼした主な地震を調べてみますと、明治38年の芸予地震、

昭和24年の安芸灘地震、平成13年の芸予地震と、約50年に一度は大規模地震が発生しております。既に平成の芸予地震から11年が経過しており、地震対策を推進する時期になっています。

現在、地域防災計画で震災対策編を策定されていますが、東日本大震災や今回の発表を受け、被害想定などの見直しはされるのでしょうか。机上で計画を立てて終わりにせず、実際に住民や消防など、関係機関と一体となった防災訓練を実施するなどして、日ごろからの住民へ災害に対する心構え、行動などを周知してもらいたいと思います。こういった対策はどのように考えておられるのでしょうか。

なお、防災対策に関しましては、先ほど沖田議員のほうからの質問に対する答弁をお聞きしましたので、必要はありません。

次に、2点目ですが、昨年なでしこジャパンが国民栄誉賞を受賞して、熊野の化粧筆が贈呈されたことにより、熊野町及び熊野化粧筆は一躍全国区となり、知名度がかなり向上いたしました。

そこでお尋ねしますが、なでしこジャパン化粧筆による熊野町内における経済効果はどのくらいあったと計算されておりますか。筆関連事業所の効果額が把握できなければ、財団法人筆の里振興事業団が運営する筆の里工房及び広島駅ビルアッセ、熊野筆セレクトショップでの売り上げは前年度比較でどのくらい伸びたのでしょうか。それに関連して、筆の里工房への入館者はどのくらいふえたのでしょうか。

それから、昨年度まで県の緊急雇用対策補助金により運営されていた広島駅ビルの熊野筆セレクトショップとK-JINは、今年度から財団が補助金なしで運営されていますが、経営のほうは大丈夫なのでしょうか。

最後に、来月からは県の東京アンテナショップの中に県の補助金を活用して熊野筆セレクトショップを出店されるということですが、どの程度の収支見込みをされていますか。

以上、2点につきまして答弁をよろしく願いいたします。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 民法議員の二つの御質問のうち、1番目の災害危険個所の整備と震災対

策については私から、2番目のなでしこジャパンの経済効果と筆の里振興事業団の運営につきましては総務部参事から答弁をさせます。

まず、議員御指摘の南海トラフ巨大地震が発生した際の想定におきまして、最も危惧される事項は津波でございますが、議員がおっしゃいましたように、本町では津波の心配はございません。しかしながら、地震に伴う土砂崩れや家屋の倒壊など、大規模な被害が発生する可能性がありますので、危険個所の整備を図らなければならないと考えております。

なお、危険個所の整備につきましては建設部次長から、防災計画の見直しについては総務部長からそれぞれ詳細を答弁させます。

~~~~~

議長（馬上） 森本建設部次長。

~~~~~

建設部次長（森本） 民法議員の災害危険個所の整備についての御質問にお答えをいたします。

平成23年度第4回熊野町議会定例会において、災害危険個所の整備ということで御質問の進捗状況でございますが、平成23年度におきましては、城之堀榎崎地区におきまして、急傾斜対策事業を完了しております。また、今後5年間において計画的に危険個所2カ所に堰堤を築堤することとした計画を策定いたしております。

まず、新宮雲母地区の砂防堰堤事業でございますが、平成23年度中に詳細測量を完了し、本年5月初旬に地元説明会を終え、所有者による境界立会を実施した後、用地買収に取りかかる予定といたしております。

次に、初神地区葵団地の山側に治山堰堤の事業採択申請を平成25年度に実施すべく、地元及び県林務課との調整を現在行っており、順調に進捗しているところでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~

総務部長（内田） それでは、民法議員の防災計画の見直しに関する御質問につきましてお答えをいたします。

昨年、東日本大震災を受けまして、昨年、国の防災計画が、また本年3月に広島県の

防災計画が見直されましたので、これを踏まえ、現在、本町の計画も見直しをしているところでございます。内容は、災害時要援護者と言われる、1人で避難することが難しい方の避難支援や、福祉避難所に関する事項、全国瞬時警報システム、通称J-ALERTや、携帯電話を通じた緊急情報メールによる町民への情報伝達手段の拡充などとなっております。ことしの夏をめどに、防災会議で御承認をいただきたいと考えております。

次に、南海トラフ大震災についてですが、議員が御指摘されたとおり、国の中央防災会議が発表した震度予想で、本町は震度5強とされております。この被害想定を盛り込んだ国の防災計画は、ことしの夏ごろ広島県の地域防災計画は来年3月に見直されると伺っております。現在の町のハザードマップや食料の備蓄計画などは、広島県の地震被害想定調査を受け、震度6弱を想定していることから、計画の大きな見直し等はないものと考えられますが、こちら県の見直しを踏まえ適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 石井総務部参事。

~~~~~

総務部参事（石井） 民法議員のなでしこジャパンの経済効果と、財団法人筆の里振興事業団の運営についての御質問にお答えをいたします。

まず、なでしこジャパンへの国民栄誉賞の副賞として熊野化粧筆が贈られたことによる、町内全体の経済効果につきましては、残念ながら数字的な把握はできておりません。ただ、筆の里工房と広島駅ビルアッセの熊野筆セレクトショップの平成22年度と23年度の売上比較では、筆の里工房が約1.5倍の1億4,700万円、セレクトショップは約4.7倍の6,880万円となっております。このことから推察をいたしますと、町内にも相応の経済波及効果があったものと思われれます。

続いて、平成23年度の筆の里工房の入館者数ですが、開館以来最高の入館者数となった22年度の8万8,788人と比較すると約14%減少し、7万6,365人となっております。これは企画展の内容による集客力の影響が大きな要因と考えられます。

次に、財団の熊野筆セレクトショップと筆の街交流館K-JINの運営についてでございます。まず、セレクトショップですが、今のところ売り上げが堅調に推移していることから、広島の玄関口での熊野町情報発信拠点として継続して運営できるものと考え

ております。

また、筆の街交流館 K - J I N は、新年度から絵手紙事業を主題とした交流拠点として、財団が事業を引き継いでおります。今後は絵手紙公募事業や絵手紙体験に関連した事業収益を見込んでおり、補助事業終了後も地域住民の方々の御支援をいただきながら運営されるものと考えております。

最後に、東京アンテナショップの収支見込みについてですが、初年度は売上最低目標ラインを約 8 カ月間の営業で 2,200 万円程度と見込んでおります。これは広島県緊急雇用対策基金補助事業終了後も、テナント料、人件費、什器・備品等のリース料、広告宣伝費、商品の仕入れなどの諸経費の支払いが可能な水準として考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 民法議員。

4 番（民法） ありがとうございます。

本町は比較的大規模な災害が少ない町で、行政も町民も大災害に対する危機感は余りないように感じております。ただ、昨年作成されましたハザードマップを配布したことにより、色塗りをされた地域にお住まいの方は大変心配されているようでございます。

ところで、ある地区の方々からお聞きしたんですが、押込や阿戸地区のほうでは河川の土砂のしゅんせつをしているところを見かけるが、熊野町内では余り見かけない。河川はそこまで土石が堆積していないのでしょうか。河川のはんらんの危険性はないのでしょうか。

最近の集中豪雨は短期間でとても激しいものになっております。今後 5 年間で町内に 2 カ所の堰堤設置ということでございますが、町内各地に危険箇所はもっとあると思います。ハザードマップに基づいて町内全域を調査して、危険のある箇所は早急に整備計画を策定してほしいと思いますが、どのようなスケジュールになるのでしょうか。

また、地域防災計画ですが、国や県の見直しに伴い、本町でも被害想定や備蓄計画などを含めて早急に見直しをしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

2 点目でございますが、なでしこ効果により町内の筆関連事業所や財団にもかなり経済効果があったということは大変喜ばしいことと思います。ただ、筆の里工房の入館者が過去最高の前年に比べ減少したということは残念でございますが、今後もいろいろな

企画展を展開して、文化人に来館してもらったり、リピーター対策に努めるなどして、  
どんどん人を呼び込んでいただきたいと思っています。

ところで、K - J I Nでございますが、今年度から絵手紙交流館ということですが、  
県道には大きな案内板も設置されています。昨年度までは月に1回程度、出来庭マーケ  
ットが開催されており、結構にぎわっておりましたが、経営主体が変わり、そういった  
催しがなくなり、地元の皆さんが大変寂しくなったと言われております。絵手紙だけで  
はなく、地元住民を巻き込んだイベントを開催するなどしてにぎわいを復活し、地元が  
元気になるとともに、筆の里工房とあわせた町内滞在時間の延長につながる施設にして  
いただきたいと思っています。どのようにお考えですか。

それから、東京アンテナショップは首都圏への情報発信拠点として、広島県とともに  
熊野筆の新たな需要開拓を行うということは大変意義あることだと思っておりますが、財団へ  
委託したのはどういう経緯からそうなったかお聞きしたいと思っています。せっかくの東京  
進出ですが、広島店より出店業者が少ないということをお聞きしました。今後新たに  
出店業者を募集したりはしないのでしょうか。

先日、全員協議会において山吹議員がおっしゃってましたように、伝統工芸品である  
熊野筆の技術があってこそ化粧筆ということですから、化粧筆だけではなく、毛筆や  
画筆も販売するなど、熊野筆のよさ、熊野の伝統をしっかりとアピールしていただくよ  
うにお願い申し上げます。

ただ、財団は広島駅ビルとK - J I Nに加え、東京アンテナショップも運営するとい  
う大きな組織になり、店舗間も離れますが、人事管理や商品管理など、現在の人員体制  
で運営し、そして黒字経営をするということは大丈夫なのでしょうか。

以上の点につきまして、もう少しよろしくお願いいたします。

~~~~~

議長（馬上） 森本建設部次長。

~~~~~

建設部次長（森本） まず川のしゅんせつということでございますが、我が熊野町では  
河川のしゅんせつ事業は家屋のありますところを中心にしゅんせつ事業を重点的に行っ  
ております。平成23年度におきましては、砂防河川道上川及び三谷川を町費にて実施  
をいたしております。また、県管理の熊野川は新宮地区においてしゅんせつ工事を行  
いましたが、要望の多い呉地地区から川角地区にかけての二河川につきましては、しゅん

せつ工事はまだ実施されておられません。さらなる要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、5年間で2カ所の事業計画ということでございますが、土砂崩れにより家屋を守るということにつきましては、堰堤の構築が最も有効な方法と考えております。堰堤の築造におきましては事業計画、測量費、用地費、工事費、取りつけ道をつくる経費、莫大な費用を要します。現在、町におきましては町費を最大限押さえ、県に堰堤の築造をお願いしているところでございます。事業計画や工事完了までに大体4年から5年の時間が必要とされます。この点で今我々は国土交通省所管の砂防堰堤、今申しました雲母地区でございますが、それを1カ所と、林野庁所管の治山堰堤、これは先ほど申しました初神地区のものでございますが、それを要望することで、大体四、五年に2カ所ということで、今までも工事をしてまいっております。

また、土砂災害等を起こす可能性のある小規模な工事につきましては、随時行っております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 石井総務部参事。

~~~~~  
総務部参事（石井） まず、御質問の1点目のK - J I Nの運営でございますが、昨年までのようにK - J I Nの担当職員が主体的に催事を企画、あるいは実施するということは難しいかもしれませんが、今までの実績を生かされまして、自主的に運営、実施されるような団体、あるいは行事等がございましたら、地域住民の交流の場でございますので、ぜひ御活用いただければと考えておるところでございます。

2点目の財団への委託の経緯についてでございますが、広島県のほうから、広島ブランドショップの運営の委託を受けております事業者のほうが、工芸品の出店と、そういった出店のアイテムとして熊野筆、特に化粧筆に着目をされまして、筆の里工房や広島駅ビルのショップに大変興味を持たれておったようでございます。その後、県を通じまして運営事業者のほうから出店協議の申し入れがございましたので、筆事業協同組合、熊野町商工会と事前に協議、調整を行いまして、こうした出店の事業に実績がございます筆の里振興事業団に取りまとめを依頼しようということで、同意が得られましたので、業務を委託することに至ったものでございます。

また、3点目の書筆の販売、もしくは商品の入れかえ等についてでございます。このたびの東京への出店は首都圏における熊野町、あるいは熊野筆の情報発信というものが大きな目的でございます。事務所を含めまして約10坪程度の狭いスペースではございますが、書筆につきましては熊野筆の製造技術の基本であり、根幹でございます。こうしたことから、筆事業協同組合を通じまして伝統工芸士さんの筆を紹介、あるいはもしくは販売するというふうな予定にいたしております。

また、今後の商品の入れかえでございますけれども、まだ出店していない状態でございますけど、運営が軌道に乗った段階でテナントビルの3階にイベントスペース等ございますので、そちらの活用等を通じまして、改めて検討してまいりたいと考えております。

最後の4点目の財団の運営でございますが、議員御指摘のように事業規模も大変拡大いたしております。また、今回の出店につきましては一時的なイベント出店というものは異なりまして、人材の確保、あるいは雇用、商品の管理、販売の管理、あるいは補助金が終了後の営業状況の変化によりますリスク、そういったものを総合的に財団のほうを抱えるということになります。このため、顧問税理士、あるいは社会保険労務士など、専門家とも協議をしながら、財団運営に当たるとともに、来年度以降、事業継続に必要な売り上げ確保に向けて鋭意努力するものと考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 民法議員。

~~~~~  
4番（民法） いろいろと御答弁ありがとうございました。

危険区域の計画的な整備に当たっては、住民へもっとその整備計画や状況を知っていただくためにも、これからも広報をしていただき、住民が安全に、安心して暮らせる熊野町にさせていただくようお願いを申し上げます。

今年度から防災担当は災害時における敏速な人員配備等の観点から総務課に変わりました。その効果が発揮できるよう、日ごろから住民や関係機関と一体となった防災対策の推進をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後に、昨年夏以降、本町ではなでしこ効果でとても盛り上がっています。来月からのロンドンオリンピック開催にあわせて、先週の足湯カフェ、大変にぎやかに開催され

ましたけど、今後もなでしこ関連イベントを行うということをお伺いしております。財団においてはこの時期を逃さず、熊野筆の新たな販路拡大に向けて取り組むとともに、経営基盤の強化を図り、本町経済が活性化するように運営していただくことをお願い申し上げます。私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

~~~~~

議長（馬上） 以上で民法議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分です。

（休憩 12時01分）

（再開 13時30分）

~~~~~

議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて10番、山野議員の発言を許します。

山野議員。

~~~~~

10番（山野） 10番、山野です。3点についてお尋ねしたいと思います。答弁方法は一問一答方式でお答えをお願いいたします。よろしく。

一つ目はうちどくの運動を推進されている佐川二亮先生が熊野町にことし1月に来町され、うちどくの影響効果を話されました。その後、3月には柳田邦男先生が来町され、うちどく推進ムードを盛り上げていただきました。町長の教育の町をつくるという強い決意のもとに、この4月から各学校でうちどくノートを配布し、はや3か月。教育の現場ではどのような状況かをお尋ねしたいと思います。

まず、学校での図書数や年間図書購入費は文部科学省の規定を満たしているのでしょうか。2番目、児童・生徒、家庭でのうちどくの反応はいかがでしょうか。

2点目については、先ほど民法議員も聞かれましたんですが、東京銀座における広島県ブランドショップについてお尋ねいたします。

東京銀座にこの7月オープンする広島県ブランドショップの熊野筆の出店について、先日の全員協議会において説明されましたが、もう少し違った角度の質問をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

広島県は1998年3月、東京新宿代々木に広島県アンテナショップを開設され、2

010年の6月に12年間続けてこられたショップを閉鎖されました。その理由は何なのか、県から説明されたのでしょうか。また、その理由を解決されて、このたび東京のど真ん中の土地価格の高い銀座に再び出店されたのは、広島県の物産観光等のPRだとは思いますが、その計画内容、予算、将来の見通しはどのように聞いておられますか。家賃が1億5,000万円と聞きますけども、維持管理費は幾らになるのでしょうか。出店する市町の持ち出し費用、負担金は売り上げの7%と聞いておりましたが、仕入れ経費を引き、赤字になった場合の採算はどのように考えておられるのでしょうか。

3点目については、沖田議員のポイント制とはちょっと違うんですけれども、元気いきポイント制度をつくってはどうでしょうか。前期高齢者は65歳から74歳まで、まだまだ元気で働く人も多く、高齢者という名前を返上した方がよい方もいらっしゃいます。しかし、現役を退いて地域社会になかなか飛び出していけない人も現実に非常に多いと思います。先ほど町長も言われたように、元気な65歳以上の人がみずからの介護予防と健康増進に積極的に取り組み、地域やグループとのつながりの中で御自分の能力を活用し、生きがいを感じながら自立して暮らしていただきたい。そのためにこの元気いきポイント制度をつくられてはどうでしょうか。

以前に、私は一般質問で介護予防事業や健康講座など、参加してほしい講座や事業に参加者が少なく、主催者はせっかく費用をかけているのに効率の悪い事業となる場合があるのではと指摘しましたが、これらにポイント制度を導入し、ただし65歳以上74歳までの介護認定を受けていない高齢者のみ資格がありまして、参加の都度ポイントを加算し、1年間で集計し、たまったポイントに応じて換金できる制度です。

換金申請には介護保険料の滞納がなく、その場合にのみ換金できるという。年間の上限は500ポイント、5,000円までということではいかがでしょうか。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

~~~~~  
議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~  
町長（三村） 山野議員の三つの質問のうち、1番目のうちどくに関しましては教育部長から、2番目の東京銀座に出店するアンテナショップについては私から、3番目の元気いきポイント制度につきましては福祉課長から答弁させます。

まず今回のアンテナショップへの出店に関してであります。昨年のなでしこジャパンによります熊野筆のブーム以来、熊野町及び熊野筆をブランドとして確実に定着させるため、首都圏への情報発信拠点整備を模索してまいりました。例えばJRの駅構内で販売するエキュートへの出店なども検討し、実際にJR東海の子会社などとも折衝しておりました。そうした中、昨年の秋ごろから、広島県のアンテナショップ構想が具体化し、県を代表する産品として熊野筆を出店してもらいたいとの打診がございました。

熊野町は2年前から県の緊急雇用基金を県内市町の中でも最大限活用させていただいている関係もあり、東京への出店は広島県のアンテナショップに絞った経緯でございます。

アンテナショップの商品構成は食品と物産であります。熊野筆は広島県を代表する物産として県も大変大きな期待を寄せておられます。熊野町及び熊野筆を首都圏で確実に定着させるべく、熊野町独自の広報活動を展開するなど、最大限努力してまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては総務部参事から答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~  
教育部長（藤森） 山野議員のうちどく実施についての1番目の質問、学校図書室の図書数、年間の図書購入費は文部科学省の基準を満たしているのかについてお答えします。

学校図書については文部科学省が学校のクラス数ごとに定めた冊数基準がございます。平成22年度の全国調査によると、この基準を達成した学校は小学校で50.6%、中学校で42.7%であり、約半分の学校は基準以下の蔵書数であると報告されています。

町内の学校の場合、おおむねこの基準を超えておりますが、第四小学校のみ基準を満たしておりません。その理由といたしまして、PTAが学級文庫に学校図書としては数えない多数の図書を整備したことと、それを受けて校舎の大規模改造を機に、古い学校図書を処分したことが挙げられます。学校図書館の図書の質と量をどのように均衡させるかは難しい問題ではありますが、町立図書館の図書や人材の活用、これらも検討し、児童・生徒の読書環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

続いて、2番目の質問、児童・生徒、家庭での反応はいかがかにお答えします。うち

どくは子供と家庭が同じ本を読み、感想を共有することで家庭内コミュニケーションを図り、きずなを深めるとともに、言葉の力を豊かにしようとする事業です。現在、全国各地でさまざまな方法によって取り組まれておりますが、熊野町ではゼロ歳から中学3年生までのすべての子供を対象として、週に2回、15分以上の家族読書を奨励するものです。本年度の4月23日、国でも町でも定めております子供読書の日を期して、うちどくノートを配布し、記録することで読書の励みとしていただいております。

ノート配布から1か月余り経過し、各学校に状況を尋ねたところ、実施できている事例として、「子供から本を読むようせがまれるようになった家がある」「読んだ本を学校に持ってきて先生に説明したりする子もいる」「家庭の中での話題がふえた」また「本好きでなかった子供が、これなら続けたいとの反応を示している」といった声が報告されており、本事業の趣旨に近づいていると感じております。学校におきましても、学級文庫や図書室の本の充実や貸し出し方法の工夫、ノート記入への励ましなど、積極的に取り組んでいただいております。

実際にどの程度の家庭で実施されているのか、これについての第1回調査は夏休み後に実施する予定でございます。この結果も参考にしながら、今後も各家庭のうちどくを支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 石井総務部参事。

~~~~~  
総務部参事（石井） 山野議員の東京銀座の広島県アンテナショップへの熊野筆出店についての御質問にお答えをいたします。

まず、広島県のアンテナショップである広島ゆめてらすが平成22年6月に閉店した理由ですが、県の資料や報道等によりますと、賃借料の上昇と飲食店を営む業者の撤退、開店から10年が経過し、修繕費等に係る経費が増大したことから閉店に至ったようでございます。

次に、今回東京銀座に出店を予定いたしております広島ブランドショップの再出店の必要性や費用等でございますが、同じく公表されている資料等では、広島県による地域ブランドの向上や広島ファンの増加を図ることにより、将来的には県産品の販路拡大や販売額の増加、生産者・事業者等の生産拡大を図るとともに、広島への入込観光客の増

加などの効果を見込んで今回の銀座への出店に至ったようでございます。費用は賃貸料が全体で年間1億5,000万円と聞いております。

次に、出店に係る町の費用負担でございますが、テナント料といたしまして売上金額の7%を県が運営を委託いたしております業者に支払うこととなります。また、什器・備品のリース料、広告宣伝費など初期費用や人件費は、広島県緊急雇用対策基金事業補助金で賄うこととしております。

経営不振になった場合の責任、負担でございますが、平成25年度以降は財団法人筆の里振興事業団が引き続き運営をすることといたしております。また、この事業は首都圏における熊野筆及び熊野町の情報発信を目的としておりますので、町や筆のことを説明できる販売員の配置を予定いたしております。今後の経営状況によっては人件費など固定費削減のため、営業時間の短縮や委託販売も検討できるものと考えております。

なお、県ブランドショップ全体としての経営不振の際には、県と運営を委託している業者間で状況に応じた対応を検討されるものと考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~  
福祉課長（加島） 山野議員の元気いきいきポイント制度をつくってはどうかについてお答えいたします。

団塊の世代が高齢期を迎え、今後、高齢化のピークを迎える中、生活習慣病の増加などにより、医療や介護を受ける高齢者も増加すると予想されます。また、住民が健康であるということは地域社会を築く上で大切な要素であり、健康づくり、介護予防の取り組みは今後ますます重要となってきております。熊野町では三つの地域健康センターを、健康づくり、介護予防の拠点として充実させ、高齢者が自分に合った健康づくりに取り組めるよう健康づくりの意識啓発や健康相談を行っております。また、平成18年度の介護保険制度の改正により、介護予防重視へ転換され、介護予防事業や地域で主体的に活動できる介護予防リーダーの育成なども行ってきました。

昨年度実施した高齢者アンケート調査によると、介護予防や健康づくりに関心がある高齢者の割合が高い一方、参加者が少ない事業もあり、高齢者を事業参加へつなげることでは議員御提案のポイント制度は有効な方法の一つであると感じております。

しかし、ポイント制度導入により保険料自体を調整することは賦課という観点から困難で、またポイント対象の講座以外の教室などに参加している人や、講座に参加しなかった人との保険料負担のバランスなどの課題もあり、慎重な検討が必要と考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 山野議員。

~~~~~

10番（山野） 調べていただいたら、第四小学校で本数が少なくなっているということなんですけれども、読みたいときにそうして本が足りない、借りれないというのは、非常にやっぱり意欲をそがれると思うんですよね。そういった図書数の少ない学校に対してはどのようにすればよいとお考えでしょうか。ぜひこれからをお尋ねしたいと思っております。

~~~~~

議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~

教育部長（藤森） 図書につきましては、毎年一定の金額という形で予算を計上していただいておりますので、これを使って蔵書をふやしていく、これが第1点大事なところだと思います。ただ、図書そのものは、やはり長い間にどうしても古くなって子供たちも読まなくなるようなものとか、いろいろ難しい点もございます。そういう中で、熊野町の中では図書館も整備されております。それから子供たちが本を読んだりする上でやはり司書の力というのは大切なる所だろうと思います。こういう点でも図書館に人材もいるということで、これらの図書館の本、それから図書館の人材、そして学校自身にももちろん司書を置いておりますし、図書もあると。これらをうまく連携させて、これから子供たちが本を読みやすい、そういう環境をつくっていきたくてそういうふうに思っております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 山野議員。

~~~~~

10番(山野) 文部科学省では平成23年度から5年間で650億円の学校図書予算を出して、年間で130億円を各地域にばらまくという図書館整備費として予算措置されておられるんですけども、熊野町はその予算のほう但实际上には現場のほうに届いているのかどうかということをお聞きしたいと思うのと。

今町立図書館の司書の方の能力をぜひ生かしたいということなんですけど、学校には学校図書司書という方がいらっしゃるんですけど、多分週に2回か3回、午前中だけのみの勤務時間だと思うんですけど、それらによるとなかなか整理だけで本の廃棄とか、子供の資料とかいったものにはなかなか手が届かないんじゃないでしょうか。そういったことも考えますと、町立図書館のほうの司書と学校図書の司書とが合体というか、合流して、そして学校のいないときには図書館のほうで充実した図書の整理をやってもらうとかいうような形のことのできないんでしょうか。ちょっと予算とその部分を聞きたいと思います。

~~~~~

議長(馬上) 藤森教育部長。

~~~~~

教育部長(藤森) まず、町の図書に関する予算のほうですけども、文部科学省のほう確かに図書費に充てるようにということで財源の措置をとということで考えてくれているところがございます。これにつきましては、実は地方交付税のほうでやられておまして、なかなかこれが実際に図書としてこれだけ配られて、その補助金だという形ではないものですから、なかなか明確に数字を見ることは難しいところがございます。ただ、これはあくまでもこちらのほうで試算をしたものですので、客観的な正しい数字というのは難しいかもわかりませんが、その交付税のもとの国のほうの数字から算定、それからまた交付税のもとになる学級数とか、それから子供の数、それから計算した図書の本来配布すべき、交付税で対応すべきところかなという数字を仮に計算してみますが、大体それよりは上回ったものとして毎年されているというふうに。上のほうに上がった現在の段階でも、それを上回る配分がなされているんだろうというふうに思っております。

それから、先ほど言われました学校の司書のほうですけども、確かに司書もなかなか時間数が短いところもあり、思ったように例えば本の廃棄などもできないというようなところもあるようです。また、子供が図書を、どういう本を読むかという相談に応じ

ていければよろしいんですが、なかなかこれも難しいときもあるかと思えます。

そういう中で、図書館というところがどんな形で支援できるか、また一体で支援するような形がとれるかどうか、これからしっかり検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 山野議員。

~~~~~

10番（山野） 町長は教育の町をしっかりとしていこうということで、うちどくを勧められたりしたんだと思うんですけども、今までと同じ予算ではちょっと本当かなというふうに思うんで、ぜひ図書費の増額というか、充実した本の形をとっていただきたいと思えます。例えば、町立図書館には今7万冊ぐらいですかね、子供の本はどのぐらいあるかちょっと調べてないんですけども、そういったものから、学校にコンテナで順番に小学校、中学校へ回るような形を持っていけば、そういう図書司書のそういった方の指導で年間、今、週に2回うちどくを進めているというんだったら、それに応じたような本の冊数をしっかりと補助してやるのがこちらのほうの、行政のほうの対応じゃないかと思えます。

それにもう一つ、子供のほうにもぜひ本を好きになった子供がいるのなら、子供の図書司書制度というのが、それぞれは資格はないんですけども、各町単位で資格をとらせて、いろんな整理の仕方とか、本の見分け方とかいったものを指導する形がありまして、子供にそういう図書司書をやってあげれば、子供たちにも自分たちで整理をし、自分たちの本だということが愛着を持って図書をやるんじゃないかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

~~~~~

議長（馬上） 柴原生涯学習課長。

~~~~~

生涯学習課長（柴原） 町立図書館のほうでございますけども、今議員がおっしゃいましたように蔵書はとても多くなって、今ことしの3月末現在で8万7,000、本だけですけれども、視聴覚資料などを除きまして、純然たる図書ということだと8万7,000余冊ございます。その中で児童図書というふうに分類されているものが2万6,000余りございます。2万7,000と申し上げていいと思えますが、そういう図書

を蔵してありまして、それから図書館のほうから学校への働きかけといたしまして、こぐま号という移動図書館車が各学校へ参っております。それから、もう一つは団体貸し出しというのも各学校にいたしておりますので、こういうルートをより今後充実させていければと思っております。

それから、子供司書制度でございますけども、県教委が提唱してありまして、広島県教委が非常に早くから子供司書制度というのを取り入れてありまして、熊野町のほうでもことし3年目になりますけども、毎年数名ずつの子供さんが子供司書ということで、年間10回ぐらいになると思いますが、その中の3回ぐらいは地元の図書館での研修ということで、ちょうどこの土曜日にも第1回目の地元での研修が行われることになっております。一つの学校に偏らないようにということで、各学校、いろいろな学校から来ていただいております。図書館祭りなどにも、子供司書さんのほうがお手伝いして下さって、活躍して下さっております。

以上でございます。

議長（馬上） 山野議員。

10番（山野） 本を読むようになって、本が不足したり、読む本がないというようなことが、行政の施策が後手に回らないようにぜひよろしく願いいたします。読みたい本が近くにあるということが、朝の読書や、あるいはうちどくを進める上で一番大事なことだと思います。国のほうにおきましても、昨年8月には子供の図書活動の推進に関する基本計画というものが閣議決定されたそうです。国レベルでも読書が人づくり、国づくりに重要な意義を持つことが論じられております。熊野町におきましてもよい施策を立てても現場や現状の改善を含めて、隅々まで行き届いた行政指導が重要だと思いますので、よろしく御指導をお願いしたいと思います。

続きまして、2点目の東京の銀座アンテナショップについてお尋ねいたします。

6月議会の補正で既にもう776万円の補正が組まれております。当初より2,300万円の事業になっております。単独で出店するのと違って、他の市町との兼ね合いで、営業時間、定休日、店舗面積など自由に選択できないということで、非常に予算が増額になったようですが、これは県の緊急雇用対策基金事業補助金の追加で補っていらっしゃるんですけど、これが何年も続くとは思われません。売り上げが上がらなかった場合、

赤字になった場合にはどうされるのでしょうか。

県の事業に対して町議会が町に質問するのは少し筋違いだと思うんですけれども、これも私たちの県税、あるいは国税の無駄遣いにならないようにと思いますので、県としっかり調整してやっていていただきたいと思います。

20年前、筆の里工房が建設されたとき、町単独の事業で、建設に約3億円、維持管理委託事業で約1億円、毎年補助し、筆の町のPR、伝統工芸の筆を守るという事業が始まりました。議員からも、町民からも町税の無駄遣いではないかと言われながらも、工房の職員がつぶしてはならないという悲壮な決意と、創意工夫、独創性のある経営方針で努力されました。今月の筆の里振興事業団の経営の内容を見てみますと、町の補助金、委託金が約8,000万円、自主財源が8,000万円となっております。もちろん熊野ブランドの筆の開発やなでしこジャパンの効果によって広島駅のアッセの売上、あるいは工房のこのショップの売り上げが約7,000万、すごいと思います。そういった努力、常に時代の流れに敏感に応じての努力だと思います。

このような努力を県はされているのでしょうか。ただ、5億円も出して、改装され、工事業者も聞くところによると委員会で追及され、変更されたとか。以前の広島ブランド推進課がそのまま企画しているとか、とかくよい話は聞いておりません。厳しい目でしっかりとこの企画に参加してほしいと思います。

それで、もう一つ突っ込んで、先ほど人材、商品販売、労務管理などを考えていきたいと言われておりますが、広島駅前と違って東京は遠いです。それに関しての責任者といったものがやっぱり非常に重要になっておるんですけれども、その辺の出店に対する心配り、企画、その辺はどのようにされていらっしゃるのか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（馬上） 石井総務部参事。

総務部参事（石井） まず今年度につきましては、県の緊急雇用対策基金事業補助金が活用できるということで、赤字の心配というのは一応ないわけでございますけれども、25年度以降、筆の里振興事業団がそういった経営状況の変化に伴うリスクも抱えるということになります。そうしましたときに、まずこの事業の一番の目的は熊野筆、あるいは熊野町を首都圏でPRを継続していくということにあります。そういったこともご

ざいまして、アンテナショップの職員については、広島県はもとより、熊野町、あるいは熊野筆について説明ができる職員を配置をして、実際にものを人に預けて販売するというのではなくて、直接よさをPRできるような職員を採用には一応してまいりたいと考えております。

ただ、これも経営状況がよくないということになりますと、どうしても固定費の削減ということをしざるを得なくなりますが、そういった場合には、先ほど答弁でも申し上げましたが、営業時間の短縮、あるいは委託販売への切りかえ、そういったことがまず考えられようかと思えます。それでもまだ厳しいということであれば、現在県と運営事業者の方と協議をしておりますが、熊野町が独自の判断でこの首都圏の情報発信拠点を撤退するといった場合には、6か月以上の猶予期間があれば一切、そういった解約金とか違約金とかそういったものは発生しないと。その場合には県の運営事業者がそのまま委託販売形式で業務を引き継ぐというふうな、これはまだ協議中でございますが、そういったことも検討中でございます。

それから、広島駅前と異なって東京になるということで、確かに御指摘のとおり、労務管理、あるいは商品の管理、さまざまな一つの店舗を運営するとなりますと、いろいろなことが出てこようかと思えます。そうしたこともございまして、店長候補といたしまして、熊野町から現在東京のほうの大学院で勉強されております方を雇用いたしましたりとか、あるいは今現在アッセのほうで販売を担当しております職員を一定期間派遣をするとか、あるいは今回東京で採用いたしました職員については、熊野にこちらのほうまで連れてきて、さまざまな研修を1週間から10日程度になろうかとは思いますが、そういった対応についても考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 山野議員。

~~~~~  
10番（山野） ありがとうございます。非常に先の見えないことだと思うので、熊野町に関係のある方、店長の候補者は頑張っていたいただければ、熊野筆の宣伝にもなるし、売り上げアップになっていただければと思っております。できるだけ撤退しないように、せっかくここまで来ているのなら、それだけかかった費用とかを考えますと大切なことだと思いますので、期待しております。でも、もし県に機会がありましたら、町議会が

非常にうるさいので、ぜひ経営方針をしっかりとっていただきたいと思います
と思います。

それから、いきいきポイント制度ですけれども、介護保険のほうへお金を負担する
というのはちょっとあれかもしれませんが、例えば商品券とかいう形にして、そういった
講座事業に出た方にはポイントを差上げると。ただし介護認定の方はだめですとい
った形でやっていければ、非常に高齢者の方はやりがいがあるとか、頑張っ
て1年間やってみようかなとか簡単に思われて、そしてそこで仲間づくりを
したり、あるいは自分の能力が合うところであれば、非常に元気で介護保
険を使わないでやっていかれると思うんですけれども、どうでしょうか。もう
一度お願いいたします。

議長（馬上） 加島福祉課長。

福祉課長（加島） 確かに健康であるということが、ひいては介護予防で医療費の抑制、
介護給付費の抑制につながると感じております。ポイント制度につきましては、
現在、広島県内ではまだ導入した市町はございません。先進的な事例といたしましては、
平成21年に東京都の稲城市が取り入れられまして、徐々に広がって、この近くでは倉敷市
が取り入れられているというふうに聞いておりますので、基本的には健康づくりに関し
て、ウォーキングとかいうものに企画してポイントをつけるとか、いろんな方法が考
えられると思いますので、ちょっと先進地の事例を研究させていただいて、今後導入す
るかどうかの検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（馬上） 山野議員。

10番（山野） 確かに西日本のほうは少ないと思うんですけれども、関東のほうは横浜
市、あるいは埼玉県、東京都町田市、そういったところがやっております。先日も熊野
町の公衛協がウォークラリーというのをやりまして、20人ぐらいの参加者でやっ
ていこうと言ったら、ふたをあけてみると60人を超えるような参加者でした。それ
ほど健康に関して何か目的があればいろんな方が参加されるのだなと思
います。そういった方々をしっかりと仲間づくり、あるいは健康管理づくりに
されるためにも、来られた方には

今回50ポイントもらえますよとか、あるいは講座、あるいはボランティアでもいいんです。何かこういった事業をやるときにボランティアされませんか、された方には50ポイント差し上げますというふうな形にすると、またちょっとものをためるといふか、何かいいことがあるかなということでもちょっとの励みになると思うので、検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

~~~~~

議長（馬上） 以上で山野議員の質問を終わります。

続いて、5番、荒瀧議員の発言を許します。

荒瀧議員。

~~~~~

5番（荒瀧） 5番、荒瀧でございます。私は町民の生活にかかわるもので1点御質問を申し上げたいと思っております。

視点のポイントとしますと、住民自治、みずからのことはみずからがやると、みずからの町のことはみずからがしようじゃないかという視点の中で、私は失敗がないよう、クレームが少なくなるように、決して足を引っ張る意味ではございませんので、御質問に答えをいただきたいと思っております。

町長のいろいろ地元説明会、地域懇談会等で私も呉地のほうでも聞いたことがあるんですが、なでしこジャパンの件と生活交通の件を言っておられました。やっと皆さんの200人余りの方の知恵をかりて、大きなマスタープランができたようでございます。ほんとますます高齢化してまいります。私もきのう54になりました。10年後には64でございまして、もう高齢化の一步手前になりました。そんな状況の中で、生活弱者という言葉が正しいかどうかですが、交通便利を考えるという意味で、このたびプランを立てられました。その内容をちょっと御説明いただきたいと思っております。

以上です。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 荒瀧議員の生活福祉交通についての御質問にお答えいたします。

生活福祉交通につきましては、これまで議員の皆様や住民の御意見、そして地域懇談会での御意見等を踏まえて、昨年度、公共交通の利便性の向上や、主に高齢者など交通弱者の移動手段の確保を目的とする生活福祉交通の運行計画を策定いたしました。本年はこの運行計画をもととしまして、7月から半年間、生活福祉交通の実証運行を行います。

実証運行は既存の路線バスの存続を第一義的な前提としながら無料で運行するもので、町内を東部地域、中央地域、西部地域の三つの地域に区分し、タクシー事業者との委託契約により、10人乗りジャンボタクシーを地域ごと、曜日ごとに運行しようとするものであります。

この実証運行はその後の運行を判断するものでございますが、この生活福祉交通の運行により、住民生活における利便性が少しでも高まり、またこれまで外出しづらかった方がこれを利用することにより、少しでも外出する機会がふえるようになれば、人と人との交流が生まれ、またきずなが確保され、町の活性化につながるのではないかと考えております。

また、警察当局からも、生活福祉交通が活性化すれば高齢者の運転する機会が減少し、また歩行中に車に巻き込まれるなどの事故の減少につながることから、生活福祉交通への期待が寄せられております。

ただし、あくまでも試験運行であり、半年の期間中の乗車率、利用率が極端に悪ければ本格運行には移行できません。我々も最大限努力いたしますが、議員の皆様、住民の皆様にも絶大なる御理解と御協力を賜りたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~

5番（荒瀧） ありがとうございます。けさほどからは随分町長も次を目指して頑張られると決意を言っておられるし、力強い計画であろうと信じておるんですが、ただ、私もいろいろ複眼的にもものは見にゃいけないのだろうなという気がするんです。だから、いい点ばかりを見て、弱者救済というのが言葉上は非常によろしいんですが、漏れる人が何%おられるかなと非常に心配をしております。町民の皆さんも聞いてらっしゃるとは思うんであれですが、多分失敗するかもしれません。でも町民の皆様には決してそれ

を非難するのではなくて、こうしたらよりよい町になりませんかという非常にいい素材にしていきたいなど。

実は私10年前に御提案したことが、やっと西条のほうで始まったようでございます。要らんことを穂積はよう言うんじゃがと言われるんですが、私もまんざらじゃないところがありました。住民自治でございます。きのうの新聞です。小学校区に分けて、既存の自治体という組織からまた新しい組織をつくっていいこうじゃないか。御答弁は前土井部長ですかね、当時。この中には10年前にいらっしゃった方やら、まだいろいろおられると思うんですが、非常に苦難の中で前土井部長は御答弁いただきました。

というのは、既存の自治会というのがあります。それを再編しようと思うと非常に難しい。ただ、自治会参加はどうなのかと。参加率は低い。クレームは出る。でも自治会という行政の出先機関を持たなくちゃいけない。いろいろクウカンクンされて、西条は小学校区を中心に、熊野であれば180人から200人の職員を全部張りつけるんですね。手となり足となって、住民の方の意見を聞くわけなんですね。祭り事もされるんでしょう。今言われる交通弱者の方の本音の本音のところ聞けるんでしょう。ほんと町長、ささいなことが大事なんです。

と申しますのが、せんだって郷土史研究会の総会がございました。私も出ておりました、町長は前に来られておりましたので、ただあいさつされるときには私は出ておりましたので、ちょっとあれだったんですが、田辺さんという方でしたね。ほんと耳を傾けてください。非常にいいことを言われました。

一つだけ申します。松山の夏目漱石の話ですね。広島県と愛媛は連携されてますからどんどん今から交流が広がると思うんですが。夏目漱石が松山に何年あったか言うたら、1年しかおらんかったんですと、1年。でも全国に通用する一つの素材なんです。熊野筆、これも私もまちづくりで町長も御一緒でしたね。もう20年以上前、今の参事も御一緒で、立ち上げた1人でございますが、生き生きとして、夜も寝るのを忘れて朝方まで議論したのを今でも覚えておりますが、熊野にとっては筆というのは非常に大事なものです、素材として。松山にとって夏目漱石という素材は1年です。ということは、いろんな素材がありますが、熊野にもすばらしい人材の方が来てくださるというチャンスをつくるためには、地域の知恵を、先人の知恵をぜひ聞いてください。加藤友三郎のPRだけじゃなかったんですね、あの方の意見は。すごく幅広い意見でございました。

そういう意味で、今まで200人余りの方の御意見を聞く中で、地域の自治会長の

方々の御意見などはどんなが出てますか。

議長（馬上） 西村総務部調整監。

総務部調整監（西村） 議員おっしゃっていらっしゃいました200人の住民の参加者の中、その中の自治会長さんもいらっしゃっております。なおかつ自治会の連合会のほうにもまた御説明させていただこうと思っております。

御意見といたしましては、特に悪いといえますか、これは難しいという意見はいただいております。これが活性化すれば町も活性化するんじゃないかということ伺っております。

以上でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） もう少し踏み込んだ、本当の弱者の気持ちになった議論というのを深めてほしいと思います。やっぱり本物というんですか、本音でないと長続きしないとします。

私らの小さいころのイメージからしますと、困っている方がおられて、例えば広島に出るんだと。そしたら乗り合わせて一緒に行こうやということを気楽に言えてたんです。ただ、それが今どんどん地域のみずな、住民自治が薄れてきている。逆に言えば行政に何でもかんでも持っていき出したわけですね。じゃなくて、自分らでできることは自分らで解決しましょうと。プラス、さっきのようなマネーですね。何かの潤滑油が要るとすればそれにプラスしていくと。この事業は1,000万円、場合によってはもっと要るんでしょう。せっかくの税金ですから、もっと本音のここでの議論を。

これね、隗より始めよというのがありましたね、今、野田総理大臣がよく言われますが。私も何という意味じゃったかこの間辞書で調べたんですが、まずみずからの力、みずからがやってみる、一生懸命。その中からまた知恵者が集まってこられる。このあたり、町長、ぜひリーダーシップをとっていただいて、ほんと力強い地域自治をつくりながら、予算のない今からの御時世、高齢化する、円高、株が動く、もう不安だらけの世の中ですが、逃げられりゃしません、私が生きてる世界。ぜひ力強いはずは実証

実験の決断をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） まず、荒瀧議員の東広島の住民自治制度ですか、詳しくは存じ上げておりませんが、熊野町の自治会、祭りの行事、その他町民体育祭なんかもそうでございますが、大変よくやられておると感謝申し上げます。

ただ、東広島、現在人口17万を超えております。合併をした市町がたくさんございます。そういった意味で、熊野と違い、自治会組織というものが昔に比べて弱体化しているのではないかと、そういう事情もあろうかとも思います。これはまた研究させていただくということにさせていただきます。

それから、福祉交通、私も生半可な気持ちではこれをやっておりません。だから先ほど最後に申し上げましたが、あくまでも実証運行でございます。実験でございます。できれば半年ではなく、これは将来にわたって継続していきたいと考えております。そのためにも利用率、あるいは乗車率、こういったものが悪ければ、恐らく税金の無駄遣いだという声が上がってまいります。だから、一人でも多くの方がこの福祉交通を利用してもらえるように、議会とも、そして執行部が協力しながら進めてもらえればと考えております。

また、PR等については詳細にPRが第一でございます。こういったものは着実に住民の皆様に運行の経路であるとか時間、これをお知らせしてまいりたいと思いますので、どうかその点御理解願いたいと思います。

以上でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） ありがとうございます。ぜひ成功させていただきたいし、こちらもそうですし、みんな声をかけ合うと、1人が出るときに一緒に集まって、元気ですかと、今ごろどうなん、何か相談事、心配事、おれおれ詐欺がある時代でもありますし、お互いに声をかけ合ってセーフティネットを、本当昔の熊野ってすばらしいところがあるので、郷土魂というのが。これをはやりもう一度復活できます。まだ先輩方がいらっしゃ

いますのでね。

もう1点。力強い方向を持ってらっしゃるんであれですが、実はせんだっての3月の議会のときに、世羅町へ町長は行かれたということで、これは余談話ですが、通告をしてないので申しわけないです。農業を見て歩かれたと。実は先月5月31日号のネイチャーに、トマトのゲノムが全部解析できたというのが出てるんですね。私は世羅町で300メートル角のトマト工場を見てまいりました。今からトマトの可能性は素晴らしいものがあると思いますし、またチャンスがあれば、農業と言いましても、今からは工場ですね。健康医療系にもできる可能性がありますね。だから熊野がじゃあどんな立地がいいのか。案外水は要らんです、これ。山の上でも案外できるんです。ペルーのほうか、何かあそこの原産地らしいですが。

そんなことで前向きに、もう宝は落ちてます。拾うかどうかです。ここはまさに発想の転換が必要であろうと思いますので、まずは素晴らしい町にしていくために力を合わせて頑張っていきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

~~~~~

議長（馬上） 以上で荒瀧議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

続きまして、日程第5、議会改革特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

議会改革特別委員会から調査の中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件についてはこの申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

大瀬戸委員長の発言を許します。

大瀬戸委員長。

~~~~~

6番（大瀬戸） それでは、第11回の議会改革特別委員会におきまして、本定例会にて中間報告を行うことを決定いたしましたので、報告書に基づきまして中間報告をさせていただきます。

お手元に報告書があると思いますが、報告書の1、調査事件については、熊野町議会の組織、運営等に関する調査及び研究であります。

2、調査活動の経過については、報告書にありますとおり、平成23年6月27日の第1回より、平成24年6月1日の第11回までであります。詳細については省略させていただきます。

次のページ、3、結果につきましては、概要を報告書に掲載しております。(1)の決定事項が5件、(2)の継続事項が3件、(3)の今後の調査予定事項が3件とその他となっております。

それでは、一つずつ説明させていただきます。

(1)の決定事項。

本会議のインターネット中継について。第1回、第3回で検討したライブ中継の是非については、平成23年9月定例会から実施する。また、第1回、第9回で検討した録画中継の是非については、平成24年6月定例会分から実施する。

第1回、第2回、第4回で検討した定例会での一般質問については、平成22年6月全員協議会での申し合わせ事項について、今期議会も継続する。

第4回、第9回で検討した本会議の会議録のホームページ公開については、平成24年6月定例会分から実施する。

第9回で検討した全員協議会や委員会の公開方法については、今までどおり、議長及び委員長の許可制とする。

同じく第9回で検討した定例会での一般質問を休日や夜間にする事については、当面は実施しないことを決めましたが、今後の状況によっては再び検討する。

以上、5点について決定しております。

(2)の継続事項については、議員報酬、定数について、議会報告会等について、議会広報紙の充実について、検討を重ねてきましたが、結論に達しておらず、今後も継続して調査することとしております。

また、(3)の今後の調査予定事項も継続事項とあわせ、今後調査検討していくことで結果を出していきたいと考えております。

以上で、議会改革特別委員会の中間報告といたします。

~~~~~  
議長(馬上) 以上で、議会改革特別委員会の中間報告を終わります。

日程第 6、報告第 4 号、繰越明許費繰越計算書（一般会計）について報告を求めます。  
提案者から報告の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 報告第 4 号、繰越明許費繰越計算書につきまして御説明を申し上げます。

平成 23 年度熊野町一般会計予算の繰越明許費につきまして、合計 2 億 4,245 万 4,000 円の予算を翌年度に繰り越しいたしました。これは 3 月議会において、平成 23 年度熊野町一般会計補正予算（第 4 号）で議決をいただきました繰越明許費の繰越額やその財源内訳を一覧にしたもので、学校施設環境改善交付金や道路橋梁費補助金などが財源となっており、総務費の外国人住民に係る住民基本台帳法改正に伴う基幹業務システム改修業務を初めとする 7 事業でございます。

別紙繰越明許費繰越計算書のとおり翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告させていただきます。

~~~~~

議長（馬上） 以上で報告を終わります。

日程第 7、報告第 5 号、繰越明許費繰越計算書（国民健康保険事業特別会計）について報告を求めます。

提案者から報告の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 報告第 5 号、繰越明許費繰越計算書につきまして御説明を申し上げます。

平成 23 年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算の繰越明許費につきまして、15 万 5,000 円の予算を翌年度に繰り越しいたしました。これは 3 月議会において、平成 23 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）で議決をいただきました繰越明許費で、総務費の外国人住民に係る住民基本台帳法改正に伴う基幹業務システム改修業務でございます。

別紙繰越明許費繰越計算書のとおり翌年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告させていただきます。

~~~~~

議長（馬上） 以上で報告を終わります。

日程第 8、報告第 6 号、熊野町土地開発公社の経営状況について報告を求めます。

提案者から報告の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 報告第 6 号、熊野町土地開発公社の経営状況につきまして、御説明を申し上げます。

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき経営状況を説明するもので、お手元にお配りしております別紙のとおりでございます。概要といたしまして、まず平成 2 4 年度の事業計画でございますが、公有地取得事業など臨時的な事業がないため、受取利息を計上するのみにとどめ、最小限の事業計画としております。

次に、平成 2 3 年度決算でございますが、先ほどの事業計画からお察しいただけますよう大きな金額の動きはなく、事業外収益の受取利息分のみの計上となっております。

以上で、提出いたしました経営状況を説明する書類の説明を終わります。

~~~~~

議長（馬上） 以上で報告を終わります。

日程第 9、報告第 7 号、財団法人筆の里振興事業団の経営状況について報告を求めます。

提案者から報告の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 報告第 7 号、財団法人筆の里振興事業団の経営状況につきまして、御説明を申し上げます。

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき経営状況を説明するもので、お手元にお配りしております別紙のとおりでございます。概要といたしまして、まず平成 2 4 年度の事業計画では、事業の課題と重点目標や北大路魯山人展、平家納経の写本を中心に紹介する「よみがえる王朝のみやび展」など、さまざまな展覧会等の事業並びに収支予算書を掲載しております。

次に、平成 2 3 年度の事業報告では、入館者数は開館以来最高の実績となった前年を下回っております。また、筆の博覧会展、子規と漱石展などの事業報告に続き、1 5 ページ以降に収支決算関係の資料を掲載しております。

経営状況でございますが、公益事業の収入合計が2億4,343万7,260円、支出合計が2億4,037万5,448円となっております。

以上で、提出いたしました経営状況を説明する書類の説明を終わります。

~~~~~

議長（馬上） 以上で報告を終わります。

これより日程第10、議案第24号、熊野町事務分掌条例等の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第14号、熊野町事務分掌条例等の一部を改正する条例案につきまして御説明を申し上げます。

熊野町事務分掌条例等の一部を改正する条例につきましては、外国人住民の利便性の向上等を目的に、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象とする法改正が行われ、平成24年7月9日に施行されることに伴い、関係条例の字句の整理を行うものでございます。また、条例の施行日は改正法の施行日にあわせたものとしております。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第24号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第24号については原案のとおり可決されました。

議長（馬上） 日程第 1 1、議案第 2 5 号、熊野町防災会議条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（三村） 議案第 2 5 号、熊野町防災会議条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町防災会議条例の一部を改正する条例案につきましては、熊野町防災会議委員の内訳について、町及び県職員等への任命・委嘱について、組織改編による増減に柔軟な対応ができるよう、字句の整理等を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

1 番（沖田） 柔軟な対応と言われましたが、もう少しわかりやすく説明していただきたいのですが。

議長（馬上） 岩田総務部次長。

総務部次長（岩田） ただいま提案説明ございましたように、これまでの防災会議の委員につきましては、5 項の各号にそれぞれ何人、何人というふうに、それぞれごとに規定をしてございましたが、県、また市、それ以外熊野町以外の機関に、また町においてもですが、組織が変更になる可能性があります。ですから、各号ごとに人数を固めるのではなくて、全体の人数を第 1 項の前段に全部上げるということで処理をしたという内容でございます。

議長（馬上） よろしいですか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第25号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第25号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(馬上) 日程第12、議案第26号、熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第26号、熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

平成22年度税制改正により、所得税法において年少扶養控除及び特定扶養控除が廃止されたことに伴い、ひとり親家庭等医療費支給対象者への影響をなくすため、現行どおり改正前の所得税法の規定による算定を行うよう条文に加えるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第26号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第26号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(馬上) 日程第13、議案第27号、熊野町監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第27号、熊野町監査委員の選任の同意につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町監査委員の選任の同意につきましては、平成24年6月30日で現在の委員の任期が満了することから、新たに委員を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。今回選任の同意を求めます椎木正義氏は、これまで町の代表監査委員として実績があり、財務管理、事業の経営管理など行政運営に関して識見を有する方であることから、再任として選任の同意を求めます。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第27号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第 27 号については原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

再開は 15 時でございます。

（休憩 14 時 42 分）

（再開 15 時 00 分）

~~~~~

議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。これより日程第 14、議案第 28 号、熊野町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、日程第 15、議案第 29 号、熊野町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、日程第 16、議案第 30 号、熊野町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、日程第 14、議案第 28 号から、日程第 16、議案第 30 号までを一括議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

議長（馬上） これより日程第 14、議案第 28 号から、日程第 16、議案第 30 号までを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第 28 号から議案第 30 号までの熊野町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

熊野町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意につきましては、平成 24 年 6 月 27 日で現在の委員の任期が満了することから、新たに委員を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

今回、選任の同意を求めます 3 名の方のうち、辻田博郎氏と菅田賢宏氏は、いずれも再任をお願いするものでございます。また、今回新たに委員をお願いする佛圓悦子氏は、現在、熊野町内において司法書士事務所を開業されており、固定資産の幅広い知識と見

識をお持ちの方でございます。

以上の3名の方につきまして、いずれも固定資産の評価を客観的に判断できる方と考え、選任の同意を求めるものでございます。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第28号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第28号については原案のとおり同意されました。

続いて、議案第29号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第29号については原案のとおり同意されました。

これより議案第30号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第30号については原案のとおり同意されました。

~~~~~

議長（馬上） 日程第17、議案第31号、平成24年度熊野町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~  
町長（三村） 議案第31号、平成24年度熊野町一般会計補正予算（第1号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,310万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を74億3,951万1,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、雇用対策として追加交付される広島県緊急雇用対策基金事業補助金を財源とする事業や、新たな特定財源により歳入が確保された事業などを計上したものでございます。

まず、歳入予算の内容としましては、国庫支出金の国庫補助金では、土木費補助金と農林水産業費補助金の差し引きにより2,435万円の減、県支出金では、県補助金と県委託金の合計で4,150万3,000円の増でございまして、主な要因といたしましては、広島県緊急雇用対策基金事業補助金が追加交付されるものでございます。

繰入金と基金繰入金では、財政調整基金繰入金427万9,000円の増、国庫補助金の減額に伴う財源調整により、公共施設等整備基金繰入金1,930万円の減でございます。

諸収入では、受託事業収入と雑入の合計で317万1,000円、町債では、国庫補助金の減額に伴う新たな財源として、後年に交付税措置のある地方道路等整備事業債を借り入れするもので、3,780万円の増でございます。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

総務費の企画費では、広島県緊急雇用対策基金事業補助金を財源に、熊野筆情報発信拠点整備事業として、東京都の広島県ブランドショップに出店するための追加経費と、新たに筆の街交流館K-JINにおいて絵手紙などの指導者を雇用し、事業展開するための経費などの合計で、1,534万7,000円の増となっております。この事業費の全額が補助金として措置されることとなっております。

統計調査費では、国からの交付金配分の変更により、歳入歳出予算ともに増額となるもので、20万8,000円の増でございます。

続いて、民生費の社会福祉費では、広島県緊急雇用対策基金事業補助金の追加に伴い、昨年度に引き続き、介護資格の取得を支援するもので、1,250万円を計上しております。こちらも全額補助金として措置されることとなっております。

次の農林水産業費の農業費では、国庫補助金を財源に、水路改修工事に要する経費 690 万円、商工費の商工費では、広島県緊急雇用対策基金事業補助金の追加に伴い、観光推進事業の拡充に要する経費などの合計で 632 万 1,000 円の増でございます。

続きまして、土木費の道路橋梁費では、国庫補助金の減額に伴う財源調整や、事業量の調整により工事請負費 900 万円の減でございます。

次の教育費の教育総務費では、平成 22 年度から導入した小学校 1、2 年生への書道科授業を記録した冊子等を作成し、町外へ情報発信するためなどの経費 708 万 6,000 円を計上しております。こちらも広島県緊急雇用対策基金事業補助金を財源として、全額が措置されることとなっております。

小学校費では、各小学校で追加実施する事業費 27 万円、中学校費では、学力向上総合対策事業の実施に要する経費 297 万 1,000 円の増でございます。これらの事業につきましては、県補助金や受託事業収入などにより一般財源の持ち出しはございません。

保健体育費では、ロンドンオリンピックに出場するなでしこジャパンの応援イベント開催に要する経費 50 万円を計上しております。

続いて、第 2 表の地方債についてでございますが、土木費に充当する国庫補助金の減額により、当初事業量の見直しを行うとともに、継続して実施すべき事業費の新たな財源として地方債 3,780 万円を追加するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第 31 号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第31号については原案のとおり可決されました。

議長（馬上） お諮りいたします。本日、南田議員から発議第2号、町が錯誤申請をしている登記の更正を求める決議案についてが提出されましたので、これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、発議第2号、町が錯誤申請をしている登記の更正を求める決議案についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 15時10分）

（再開 15時13分）

議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより追加日程第1、発議第2号、町が錯誤申請している登記の更正を求める決議案についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。

南田議員。

15番（南田） それでは、これから趣旨説明をいたします。

町が錯誤申請をしている登記の更正を求める決議でございます。

町が錯誤登記をしたことで、国に帰属した町有地の錯誤更正登記の申請を求める。

本町には受迫ため池があるが、町の錯誤登記により国に帰属し、所有権を喪失しているが、町の錯誤登記申請により町の所有に更正できるのを町長はこれをしない。これをそのまま放置することは町長の責任にあるとして要求しても、この土地は旧熊野村が議会の決議し、移転登記が終わっているとして無視しているが、町も町民の生活にも絶対必要であり、また放置することは町の損失も大きい。

ところが、町長は無主地で、国の所有になっている土地を所有権者でないものを所有者とした土地賃貸借契約を締結し、公金を持って賃借料を支払いしている。この行為は

速やかに解除していただきたい。

町長は何をもって賃借人の所有権を認めたのか。もしこれが事実とすれば、行政の長のなすべき行為とは思えない。即時解約していただくか、賃借人に所有権を立証させるべきであります。また、この土地については公租公課はどのようにされていますか。

次に、同じ条件で昭和40年5月に賃貸借契約がされているが、町長は承知しているのか。職員に尋ねても何も言わないが、口どめしているのではないかと不思議な行政である。23年間、この受迫についてたびたび質問しているが、まともな答弁はない。議事録を見ていただきたい。適正を欠くことが多く見受けられる。

以上のことを踏まえて、町長に対して一刻も早く正常な事務手続を進めること、特に財政に関することについては、強く求めるものであります。

平成24年6月13日。

熊野町議会。

以上であります。

~~~~~

議長（馬上） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

山野議員。

~~~~~

10番（山野） これまで歴代4代の町長さんが、この登記錯誤に対しては認めてらっしゃらないということで、町に所有権がないということで来ておりますので、私はこれに対する発議は反対いたしますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

議長（馬上） 尺田議員。

~~~~~

13番（尺田） 賛成討論をしたいと思います。

かつて今の深原の山をヒロコウから買うときに、これがヒロコウが買ったのをその上また二重買いをしたという不正支出をした記憶がありません、僕には。本案件はいわゆる

じゃあ所有権はだれなのか。本当に所有権があるのかないのかというところが大きな問題であるというふうに。

確かに南田さんのけさの一般質問の中に無主地という言葉があります。この無主地というのは、いわゆる地権者がわからないということだろうと思う。地権者のわからない不動産は、国庫に帰属する。これは民法239条の第2項に書いてある。動産の場合はこの限りではないんですが、不動産の場合はそういうように規定してある。

自分たちも、この議会の中にも、本当の所有権者はだれなのかということは、まだだれもこの中で役場から知らされていないと思う。だから所有権者を、本当の所有権者がだれであるかということをやっぱりもっと丁寧に、役場は議会に示すべきだと思う。その意味で本決議には賛成いたします。

~~~~~

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

この発議第2号について採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。発議第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（馬上） 賛成者は少数と認めます。よって、発議第2号は否決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

（散会 15時24分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員